

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎地域別最低賃金

件 名	発効年月日	最低賃金額 1 時 間	摘 要
愛媛県最低賃金	令和4年 10月5日	円 853	県内すべての労働者に適用されます。 (特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。)

◎特 定 最 低 賃 金

			特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
産 業 名	発効年月日	最低賃金額 1 時 間	摘 要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和4年 12月25日	円 977	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和4年 12月25日	円 963	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和4年 12月25日	円 947	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和4年 12月25日	円 985	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和4年 12月25日	円 854	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 適用除外 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

(注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。

2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆動手当・通勤手当・家族手当は算入されません。

3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

 最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

令和4年度最低賃金審議を経過一覧表

愛媛県地方最低賃金審議会									
愛媛県最低賃金専門部会				小委員会 (特定最低賃金改正決定の必要性)		愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会		愛媛県はん用機械器具製造業、生産用機械器具最低賃金専門部会	
諮問年月日		04.06.30		04.08.25		04.08.25		04.08.25	
委員任命年月日		04.07.15		04.06.30		04.09.16		04.09.16	
委員名	公益代表	◎ 森 本 上 谷	◎ 森 本 上 谷	◎ 井 上 本 谷	◎ 井 上 本 谷	◎ 武 園 井 上	◎ 武 園 井 上	◎ 井 上 谷	◎ 井 上 谷
	労働者代表	白 曾 上	石 白 曾 上	石 白 曾 上	石 白 曾 上	石 白 曾 上	石 白 曾 上	竹 本 濱 小 池 森 本	竹 本 濱 小 池 森 本
	使用者代表	八 塚 小 野	八 塚 小 野	八 塚 小 野	八 塚 小 野	八 塚 小 野	八 塚 小 野	八 塚 小 野	八 塚 小 野
審議会・専門部会 開催年月日		① 04.06.30	① 04.08.01	① 04.06.30	① 04.09.27	① 04.09.27	① 04.09.27	① 04.09.27	① 04.09.27
		② 04.08.01 [ヒ]	② 04.08.05	② 04.07.25	② 04.10.12	② 04.10.13	② 04.10.13	② 04.10.11	② 04.10.06
		③ 04.08.09	③ 04.08.08	③ 04.08.19	③ 04.10.21	(全会一致)	(全会一致)	③ 04.10.21	③ 04.10.11
		④ 04.08.25	④ 04.08.09	④ 04.08.22	(全会一致)	(全会一致)	(全会一致)	(全会一致)	(全会一致)
		⑤ 04.10.24	(使側反対)	(全会一致)					
最賃額	時間額	853円 (821円)			977円 (951円)	963円 (957円)	947円 (921円)	985円 (962円)	854円 (822円)
	引上げ額	32円 (28円)			26円 (27円)	6円 (27円)	26円 (26円)	23円 (24円)	32円 (12円)
	引上げ率	3.90% (3.53%)			2.73% (2.92%)	0.63% (2.90%)	2.82% (2.91%)	2.39% (2.56%)	3.89% (1.48%)
答申年月日		04.08.09		04.08.25	04.10.21	04.10.13	04.10.19	04.10.21	04.10.11
異議申出有無		異議申出あり			異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし
申出年月日		04.08.24			(指) 04.12.25	(指) 04.12.25	(指) 04.12.25	(指) 04.12.25	(指) 04.12.25
発効年月日		43,966事業所			17事業所	406事業所	51事業所	195事業所	25事業所
適用事業所数		495,000人			2,657人	11,710人	3,721人	4,976人	3,610人
適用労働者数		1.3%			0.7%	3.4%	6.5%	1.2%	0.0%
未満率		13.4%			0.7%	4.5%	24.0%	11.0%	18.4%
影響率		(12.8%)			(0.9%)	(5.9%)	(26.2%)	(12.3%)	(0.0%)

() : 前年度
◎ : (部) 会長、委員長
○ : (部) 会長代理、委員長代理
[実] : 実地視察
[ヒ] : ヒアリング
(指) : 指定発効

令和4年度 愛媛地方最低賃金審議会審議経過

回数 (通算)	1	2	3	4	5
本 審	04.6.30 [3] ①運営申合せ(令第6条第5項適用) ②地賃改正(諮問) ③小委員会の設置	04.08.1 [6] ①地賃関係労働者意見聴取	04.08.09 [11] ①地賃専門部会報告 ②採決・答申	04.08.25 [14] ①地賃改正の異議(諮問・審議・答申) ②地賃専門部会廃止 ③特定最賃改正必要性の有無(諮問) ④小委員会報告 ⑤特定最賃改正必要性の有無(答申) ⑥特定最賃改正(諮問)	04.10.24 [25] ①特定最賃専門部会報告
回 数	1	2	3	4	
公益委員会	04.08.01 [5] ①愛媛県最低賃金の審議について	04.12.19 [26] ①審議の総括と問題点について			
公労委員会	04.06.13 [1] ①審議会の運営について				
公使委員会	04.06.13 [2] ①審議会の運営について				
小委員会	04.07.25 [4] ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③資料説明 ④特賃改正必要性審議	04.08.19 [12] ①特賃改正必要性審議 ②参考人意見聴取	04.08.22 [13] ①特賃改正必要性審議 ②参考人意見聴取 ③委員会結論		
地賃専門部会	04.08.01 [7] ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③資料説明 ④金額審議	04.08.05 [8] ①地賃改正目安伝達 ②金額審議	04.08.08 [9] ①金額審議	04.08.09 [10] ①金額審議 ②採決	
紙パ専門部会	04.09.27 [15] 特定最賃合同専門部会 ①部会長・部会長代理の選出 ②日程調整 ③審議の公開について	04.10.12 [20] ①資料説明 ②金額審議	04.10.21 [24] ①金額審議 ②答申(6-5適用)		
はん用機械専門部会		04.10.13 [21] ①資料説明 ②金額審議(結審) ③答申(6-5適用)			
電機専門部会		04.10.06 [17] ①資料説明 ②金額審議	04.10.19 [22] ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)		
船舶専門部会		04.10.11 [18] ①資料説明 ②金額審議	04.10.21 [23] ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)		
各商専門部会		04.10.6 [16] ①資料説明 ②金額審議	04.10.11 [19] ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)		

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過(時系列)

連番	日付	回数	名称	内容 1	内容 2	内容 3
1	6月13日	第 1 回	公労委員会	審議会の運営について		
2	6月13日	第 1 回	公使委員会	審議会の運営について		
3	6月30日	第 1 回	本審	運営申し合わせ	地賃改正諮問	小委員会の設置
4	7月25日	第 1 回	小委員会	委員長等選出	審議の公開について	特定最賃必要性審議
5	8月1日	第 1 回	公益委員会	地賃審議について		
6	8月1日	第 2 回	本審	地賃関係労働者 意見聴取		
7	8月1日	第 1 回	地賃専門部会	部会長等選出	審議の公開について	金額審議
8	8月5日	第 2 回	地賃専門部会	目安伝達	金額審議	
9	8月8日	第 3 回	地賃専門部会	金額審議		
10	8月9日	第 4 回	地賃専門部会	金額審議と採決		
11	8月9日	第 3 回	本審	部会報告と採決	地賃改正答申	
12	8月19日	第 2 回	小委員会	特定最賃必要性審議	参考人意見聴取	
13	8月22日	第 3 回	小委員会	特定最賃必要性審議 (結論)	参考人意見聴取	
14	8月25日	第 4 回	本審	地賃異議諮問、審議、 答申	特定最賃必要性諮問、 小委員会報告、答申	特定最賃改正諮問
15	9月27日	第 1 回	特定最賃合同専門部会	部会長等選出	日程調整	審議の公開について
16	10月6日	第 2 回	各商専門部会	金額審議		
17	10月6日	第 2 回	電機専門部会	金額審議		
18	10月11日	第 2 回	船舶専門部会	金額審議		
19	10月11日	第 3 回	各商専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
20	10月12日	第 2 回	紙パ専門部会	金額審議		
21	10月13日	第 2 回	はん用機械専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
22	10月19日	第 3 回	電機専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
23	10月21日	第 3 回	船舶専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
24	10月21日	第 3 回	紙パ専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
25	10月24日	第 5 回	本審	部会報告		
26	12月19日	第 2 回	公益委員会	審議の総括		
27						
28						
29						
30						

(注1) 会議の名称は略称です。

(注2) 「答申(6-5)」は審議会令第6条第5項を適用したものです。

2023年 3月 2日

愛媛労働局長

瀧原 章夫 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会 長 菊 川 泰

令和5年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について

記

標記の件、愛媛県における令和5年度特定（産業別）最低賃金の金額改正の申し出について、下記5業種の正式申請を7月4日までに行なうことと致します。

申請する産業

1. パルプ、紙製造業
2. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
3. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
4. 船舶製造・修理業、船用機関製造業
5. 各種商品小売業

以上



地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

都道府県名

愛媛県

産業名	①事業所 総数	②常用雇用者 規模 〇人事業所数	③常用 雇用者数	④臨時 雇用者数	⑤(①－②) 適用使用者数	⑥(③＋④) 適用労働者数
A 農業，林業	435	59	2,942	707	376	3,649
B 漁業	135	12	1,047	57	123	1,104
C 鉱業，採石業，砂利採取業	34	2	140	2	32	142
D 建設業	6,094	1,580	30,904	1,399	4,514	32,303
E 製造業	4,946	1,009	82,082	1,218	3,937	83,300
F 電機・ガス・熱供給・水道業	75	2	2,213	11	73	2,224
G 情報通信業	485	83	6,395	151	402	6,546
H 運輸業，郵便業	1,725	221	30,362	454	1,504	30,816
I 卸売業，小売業	17,077	4,954	98,105	2,625	12,123	100,730
J 金融業，保険業	1,121	108	14,763	30	1,013	14,793
K 不動産業，物品賃貸業	3,432	2,185	6,306	163	1,247	6,469
L 学術研究，専門・技術サービス業	2,269	699	9,132	213	1,570	9,345
M 宿泊業，飲食サービス業	7,571	2,730	37,960	2,274	4,841	40,234
N 生活関連サービス業，娯楽業	6,001	3,359	17,391	989	2,642	18,380
O 教育，学習支援業	1,769	849	12,109	2,340	920	14,449
P 医療，福祉	5,048	776	81,994	2,169	4,272	84,163
Q 複合サービス業	666	23	8,216	38	643	8,254
R サービス業（他に分類されないもの）	4,426	1,338	31,649	1,938	3,088	33,587
A～R 小 計	63,309	19,989	473,710	16,778	43,320	490,488
イ 農業のうち個人経営の事業所に属する者					606	1,299
ロ 林業のうち個人経営の事業所に属する者					40	68
ハ 漁業のうち個人経営の事業所に属する者					0	2,206
ニ 地方公務員一般職のうち単純労務就労者						971
					(イ＋ロ＋ハ)	(イ＋ロ＋ハ＋ニ)
小 計					646	4,544
合 計					43,966	495,032

特定最低賃金（改正）適用使用者数及び適用労働者数等

令和5年3月

② 申出代表者	③ 申出産業	適用使用者数	④ 申出産業の労働者数	適用除外労働者数	⑤ 申出産業の基幹的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)			
	パルプ、紙製造業 E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)	17	2, 923	333	2, 590					
					2, 342	1, 334	57.0%			
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 E25, E26, E27 (E273～E276を除く)	402	11, 798	1, 061	10, 737					
					10, 524	3, 231	30.7%			
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28, E29 (E291・E292を除く), E30	50	4, 295	704	3, 591					
					2, 916	1, 714	58.8%			
	船舶製造・修理業、船用機関製造業 E310, E313	266	6, 037	507	5, 530					
					4, 496	2, 097	46.6%			
	各種商品小売業 I56	25	3, 011	286	2, 725					
					3, 502	3, 262	93.1%			

注 1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。
2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、令和4年度最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外労働者数を加味して算定した。
3 ⑤欄、⑥欄及び⑦欄の赤字は前年度の数値です。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月25日(月)発効とするためには、10月25日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月25日(月)発効とするためには、10月25日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月25日(月)発効とするためには、10月25日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)

春闘情勢について

- 1 春闘に向けての総理の発言の要旨・・・・・・・・・・ P 1
- 2 令和5年春闘に関する連合と経団連の方針の比較・・・・・・・・ P 2
- 3 連合と経団連との懇談会（1月23日）発言（要旨）・・・・ P 4
- 4 令和5年春闘のスケジュール・・・・・・・・・・ P 5
- 5 令和4年春闘 集計機関別表・・・・・・・・・・ P 6

春闘に向けての総理の発言の要旨

(岸田内閣総理大臣所信表明演説)

<令和4年10月3日>

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果断に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組みます。

(第12回新しい資本主義実現会議)

<令和4年11月10日>

来春の賃金交渉に向けた賃金引上げについては、その成果に、成長と分配の好循環の実現が懸かっている。物価上昇を特に重視すべき要素として掲げ、これに負けない対応を労使の皆さんには強くお願いする。

(岸田内閣総理大臣年頭記者会見)

<令和5年1月4日>

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

連合春闘方針(令和4年12月1日)

- 世界経済はコロナ禍のマイナス成長から回復が続けてきたが、ロシアのウクライナ侵攻や米中関係の変化など不安定な国際情勢のもとで、欧米主要国ではインフレが進行しており景気後退に入る可能性もある。
- わが国においても働く人の暮らしは厳しさを増しているが、欧米主要国と比べ、個人消費が低迷しコロナ禍からの回復スピードが遅い、また、急性インフレと慢性デフレが重なっているなど、状況に違いがある。企業・家計のデフレマインド(長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを前提とした考え方や慣行)が根強く残っている中での輸入物価の上昇は、家計においては賃金が物価上昇に追いつかないなど、企業部門においては適切な価格転嫁が進まないなどの問題を引き起こしている。

- 各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分を3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げを5%程度とする。

○ 【中小の賃上げ要求について】

賃金カーブ維持相当分を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準(約25万円)と賃金カーブ維持分をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準(約30万円)との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。すなわち、賃金カーブ維持分(4,500円)の確保を大前提に、連合加盟組合平均水準の3%相当額との差額を上乗せした金額9,000円を賃上げ目標とし、総額13,500円以上を目安に賃上げを求める。

○ 【一時金について】

月例賃金の引き上げにこだわらず、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかることとする。
有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかることとする。

○ 雇用形態間格差是正にむけた取り組みは次のとおりとする。

- ① 有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給1,150円以上をめざす。
- ② 有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。なお、昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととし、水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」となる制度設計をめざす。

経団連経労委報告(令和5年1月17日)

- 2022年7-9月期の実質GDPは、コロナ前(2019年平均)の水準には達していないものの、感染症対策と社会経済活動の両立が進み、個人消費が持ち直しをみせるなど、回復へ向かっている。企業業績も好調に推移しており、日銀短観(12月調査)によると、2022年のわが国企業(金融・保険業を除く)の経常利益は71.4兆円と過去最高水準が見込まれる。他方で、エネルギー・原材料価格の高騰等による「コストプッシュ型」のインフレに直面しており、物価上昇が消費者マインドや企業業績に与える影響、感染症の動向、不安定な国際情勢等に対する引き続きの注視が必要である。

- 2023年の春季労使交渉・協議においても、各企業が自社の実情に適した対応を行う「賃金決定の大原則」に則って検討する方針に変わりはない。その上で、経団連は、様々な考慮要素のうち、「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的な責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を様々な機会を捉えて呼びかけていく。

- 近年経験のない物価上昇を考慮した基本給の引き上げにあたっては、制度昇給(定期昇給・賃金体系・カーブ維持分の昇給)に加え、ベースアップ(賃金水準自体の引き上げ、賃金表の書き換え)の目的・役割を再確認しながら、前向きに検討することが望まれる。

- 収益状況がコロナ禍前の水準を十分回復していない企業においては、労使で真摯な論を重ね、例えば、自社の労務構成の変化に伴う賃金総額(人件費)の動向、基本給水準を踏まえた複数年度にわたる賃金引き上げの方向性、政府による賃金引き上げの環境整備・支援策等を考慮した検討を行うなど、できる限りの対応を期待したい。

○ 【中小の賃上げについて】

中小企業における賃金引き上げには、取引条件の改善と適正な価格転嫁が不可欠であることから、経団連は、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」への参画に向けて一段ギアを上げて働きかけするなど、サプライチェーンにおける共栄共存に引き続き貢献していく。

○ 【一時金について】

収益が安定的に推移・増大している企業では、自社の制度に則った適切な分配と支給水準の引き上げを行うことが基本となる。コロナ禍の影響から収益が回復途上にある企業においても、近年の支給実績や月例賃金の引き上げ状況、コロナ禍における社員の貢献なども勘案しながら、できるだけ前向きな検討が望まれる。

- わが国全体における賃金引き上げの機運醸成とモメンタムの維持・強化には、雇用者の4割に上る有期雇用等労働者の処遇改善が欠かせない。有期雇用等労働者の処遇改善としては、同一労働同一賃金法制への対応に伴う処遇の見直し、正社員化の推進、能力開発支援、責任の程度、業務内容、専門的知識等を総合勘案した高い処遇の設定などが考えられる。

令和5年春闘に関する連合と経団連の方針の比較

連合春闘方針(令和4年12月1日)		経団連経労委報告(令和5年1月17日)	
高齢者雇用	○ 改正高齢者雇用安定法の取り組み(70歳まで雇用の努力義務) ・ 同一労働同一賃金の法規定対応の確実な実施(通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降の短時間(パート)・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正) ・ 健康診断等による健康や体力の状況の把握と、それに伴う担当業務のマッチングの実施 ・ 働く高齢者のニーズを踏まえた労働時間をはじめとする勤務条件の改善や、基礎疾患を抱える労働者などの健康管理の充実の推進。 ・ 高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善。 ・ 労働災害防止の観点から、高齢者に限定せず広く労働者の身体機能等の向上に向けた「健康づくり」の推進。	○ 高齢社員の活躍促進における課題として、①職務の内容、②賃金水準の変更、③人事評価の実施・運用が考えられる。 「職務の内容」については、高齢社員の能力やスキル、経験を活かせる職務・役割を検討し、当該社員と十分に意思疎通を図った上で、必要に応じて、教育訓練の実施、自己啓発費用の補助などを支援する。 「賃金水準の変更」については、均等・均衡待遇への対応、2025年に予定されている高年齢雇用継続給付の制度変更なども踏まえ、高齢社員の職務・役割や賃金水準の適正化を図らなければならない。 「人事評価の実施・運用」については、評価を未実施である企業や、実施済の企業において適切に運用していない場合は早急に改善を検討すべきである。被評価者へのフィードバックの内容や評価結果の処遇への反映方法など、必要に応じて見直すことが求められる。	
	○ <有期・短時間労働者に関する取り組み> ① 正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差の確認。 ② (待遇差がある場合)賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理となっていないかを確認。 ③ (不合理な差がある場合)待遇差の是正。 ④ 有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施。	○ 有期雇用等社員の処遇改善として、同一労働同一賃金法制への対応が重要である。例えば、有期雇用等社員に対し賞与を支給していない場合の見直しや、5年以上継続勤務している有期雇用等社員への病気休暇の付与・扶養手当の支給検討など、裁判例を参考にしつつ、それぞれその制度等の性質に照らして、自社の正社員との処遇のバランスを図る必要がある。	
同一労働同一賃金		○ 性別を問わず社員が仕事と家事・育児等の両立ができるよう、時間外労働の削減や柔軟な就労を支援する制度の構築・拡充など、各企業が自社の実情に適した対応を行うていくことが重要である。 ○ 役員となる女性を増やしていくためには、その候補となり得る部長層、課長層の育成といったタレント・パイプライン(組織の各階層・世代で途切れることなく後継人材を輩出するための仕組み)を強化していくことが不可欠である。 ○ 男女がともに充実感をもって育児と仕事を両立させるためにアンコンシャス・バイアスの克服が欠かせないため、チェックシートや事例集、その他のツールを活用し、働き手一人ひとりが自らのアンコンシャス・バイアスに気づく機会を提供することが必要である。	
女性活躍		○ 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインにもとづき、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。 ○ あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み 職場のハラスメントの現状を把握するとともに、カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを進める。 ○ 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備。 ○ 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進。	

連合と経団連との懇談会(1月23日) 発言(要旨)

○ 芳野連合会長

昨年来、コロナ禍と物価高に多くの国民が苦しい思いをしている。ようやくコロナをうまく制御しながら社会・経済活動が本格化してきただけに、時計の針を戻すことなく、人命を守る感染対策と、社会・経済活動を守る取り組みとの両立が重要な局面であり、労使間でも改めてその重要性を再確認し、個々の行動に結び付けていきたい。

物価高については、ウクライナ侵攻をはじめとする海外の様々な情勢の影響によるエネルギーや資源の高騰、為替変動による影響も相まって、物価の上昇が続いている。加えて、長らく続いているデフレマインドが、心理的にも物価高の影響をより一層増幅させる一因にもなっているが、困難な状況だと悲嘆にくれるのではなく、日本が長い暗闇の中から脱する契機と捉えている。

今春の取り組みをこれまでの延長線上での議論にとどめるのではなく、労使が力を合わせて日本の未来を作り変えるターニングポイントとすべきである。その手段は、賃上げを基本とした経済の好循環の再構築にほかならず、経済界も同様の認識を示していただいていると理解している。これから、労使が真摯に交渉し、その結果をそれぞれの責任において社会にしっかりと波及させることによって、大企業だけでなく、中小企業やパート・契約社員なども含めて、日本全体で継続した賃上げを実現していきたい。

○ 十倉経団連会長

今年の春季労使交渉を、デフレからの脱却と人への投資の促進による構造的な賃金引き上げをめざした企業行動への転換を実現する正念場かつ絶好の機会と位置付けている。物価動向を特に重視しながら、企業の社会的な責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を、できるだけ多くの機会をとらえて呼びかけている。

さらに、日本全体の賃金引き上げの気運醸成に向けて重要な中小企業の賃金引き上げとその環境整備のため、『パートナーシップ構築宣言』に参画する企業の拡大と実効性の確保に一段とギアを上げて取り組んでいる。

問題認識について連合とはほとんど一致していると思う。経団連と連合とは闘争関係ではなく、日本が抱える社会的な課題解決に向けて、協力して未来を創造する『未来協創』の労使関係であることを確認し合い、発信していきたい。

令和5年春闘のスケジュール

令和4年

- ・ 11月24日 連合中央執行委員会（春闘闘争方針（案）確認）
- ・ 12月1日 連合中央委員会（春闘闘争方針決定）

令和5年

- ・ 1月17日 経団連「経営労働政策特別委員会報告」公表
- ・ 1月23日 連合と経団連の懇談会（春闘のキックオフ）
- ・ 1月～2月上旬 主要産別中央委員会（産別の統一要求方針決定）
- ・ 2月中旬～下旬 個別労組が方針を決定し、要求書を提出
- ・ 3月15日 自動車、電機などの大手労組への集中回答
- ・ ～3月末頃 大手企業回答
- ・ ～7月末頃 中小企業回答

令和4年春闘 集計機関別表

	厚生労働省		連 合		経 団 連	
月例賃金	8月5日公表		7月5日公表		7月27日公表	
	358社		4,944組合		135社	
	6,898円	2.20%	6,004円	2.07%	7,562円	2.27%
	(5,854円)	(1.86%)	(5,180円)	(1.78%)	(6,124円)	(1.84%)
	夏 季 381社		夏 季 1,862組合		夏 季 159社	
一 時 金	9月9日公表		7月5日公表		8月5日公表	
	832,340円	7.59%	708,319円	7.28%	899,163円	8.77%
	(773,632円)	(▲6.59%)	(660,249円)	(0.73%)	(826,647円)	(▲8.27%)
	年 末 367社		年 末 2,441組合		年 末 162社	
	令和5年1月13日公表		12月9日公表		12月22日公表	
	842,978円	7.77%	691,912円	6.62%	894,179円	8.92%
	(782,198円)	(▲0.54%)	(648,925円)	(5.80%)	(820,955円)	(▲5.16%)

() 内の数字は、前年同期の数字。

※ 厚生労働省の集計対象は、「資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業」としている。

※ 連合の集計対象は、「集計可能な連合加盟の組合」としている。

※ 経団連の集計対象は、「原則として、従業員500人以上」としている。

2023 年 2 月 13 日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は、弱めの動きがみられる。設備投資は、幾分増加している。公共投資は、高水準ながら、弱めの動きがみられる。こうした中、生産は、緩やかに持ち直している。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準ながら、弱めの動きがみられる。

輸出は、増加している。

設備投資は、幾分増加している。

個人消費は、緩やかに持ち直している。

業態・品目別の需要動向

大 型 小 売 店 販 売 (百貨店、スーパー、ホームセンター等)	緩やかに持ち直している。
コンビニエンスストア販売	持ち直している。
家 電 販 売	持ち直しの動きがみられる。
乗 用 車 販 売	持ち直しの動きがみられる。
宿泊・観光施設の入込み	持ち直している。

住宅投資は、弱めの動きがみられる。

(2) 生産

生産は、緩やかに持ち直している。

業種別の生産動向

織	維	持ち直している。
紙	・ パ ル プ	横ばい圏内の動きとなっている。
化	学	弱めの動きがみられる。
プラスチック製品		弱めの動きがみられる。
非	鉄 金 属	持ち直している。
食	料 品	堅調に推移している。
はん用・生産用機械		増加している。
電	気 機 械	幾分弱含んでいる。
輸送機械（造船）		持ち直しの動きがみられる。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

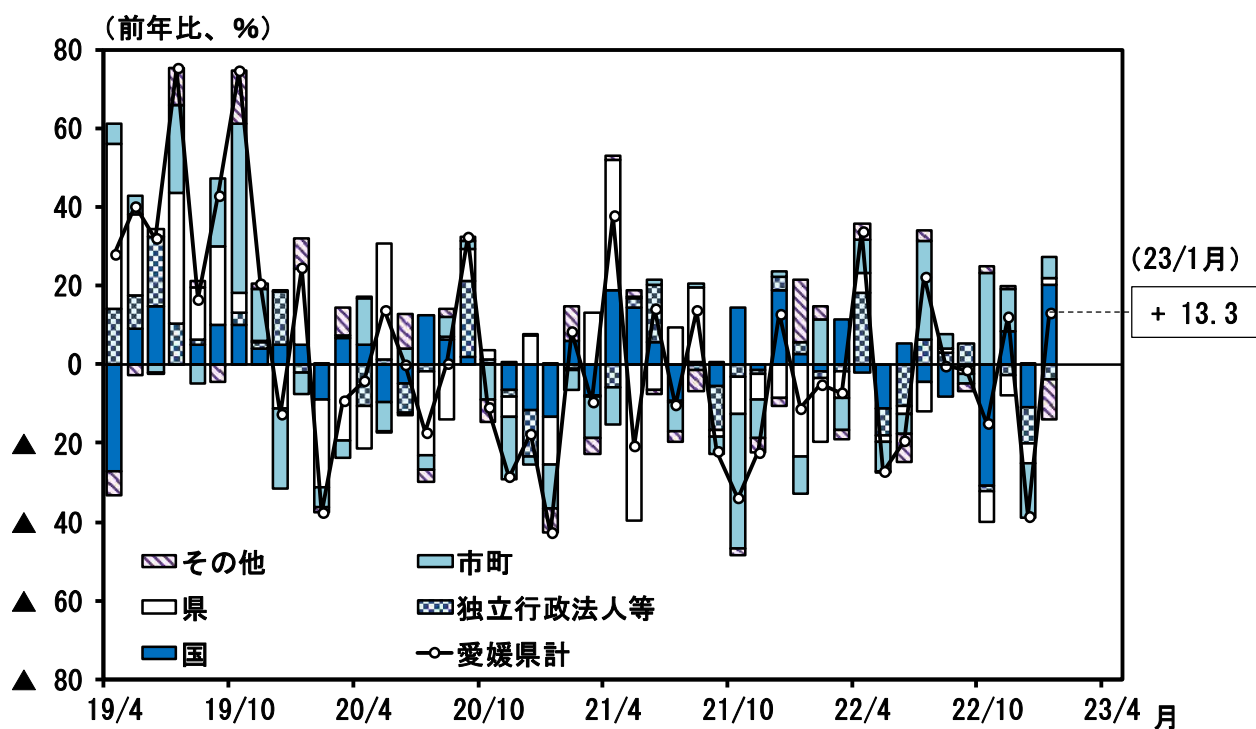
以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

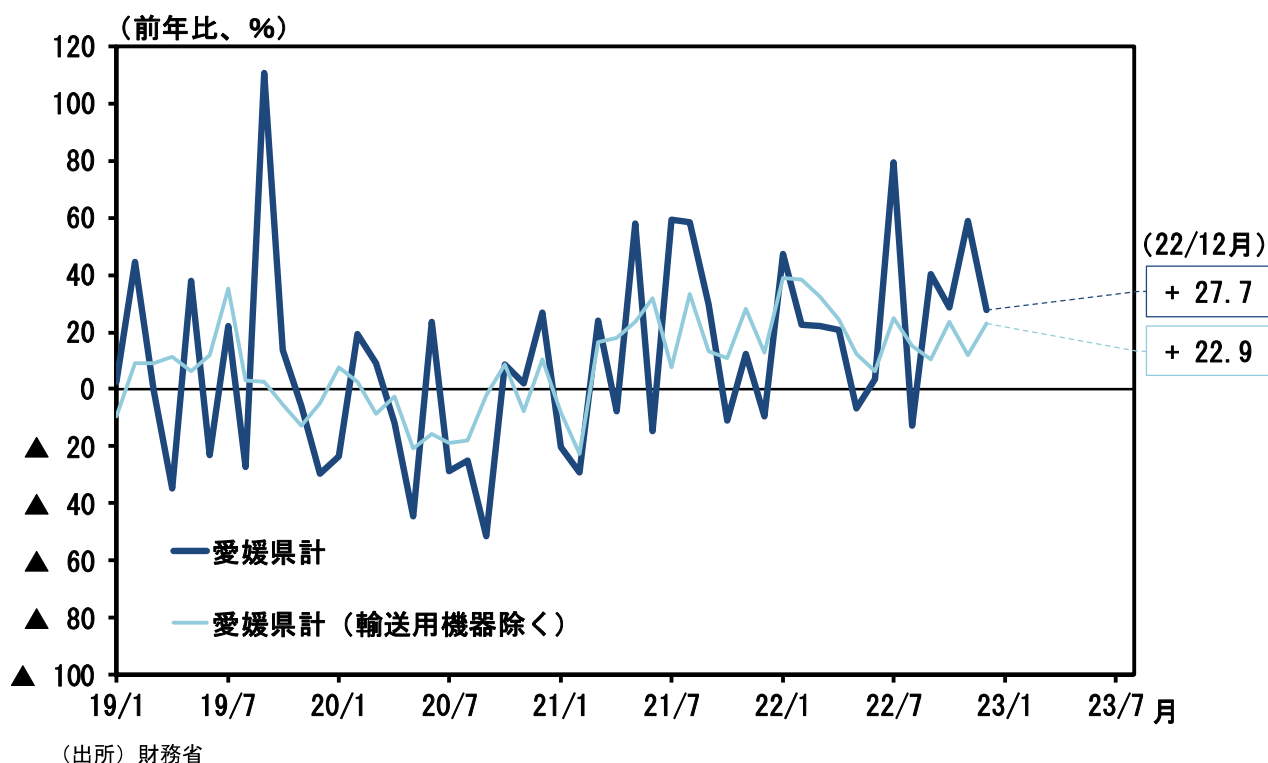
(注) 今月から、一部参考図表の見直しを行いました。

▽公共工事請負額



(出所) 西日本建設業保証株式会社

▽輸出額



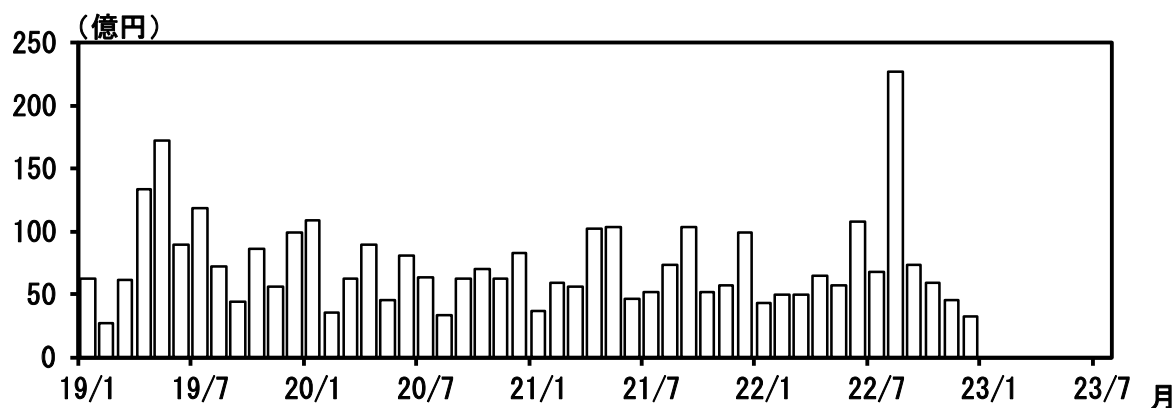
▽設備投資

愛媛県短観(設備投資額＜含む土地投資額＞)

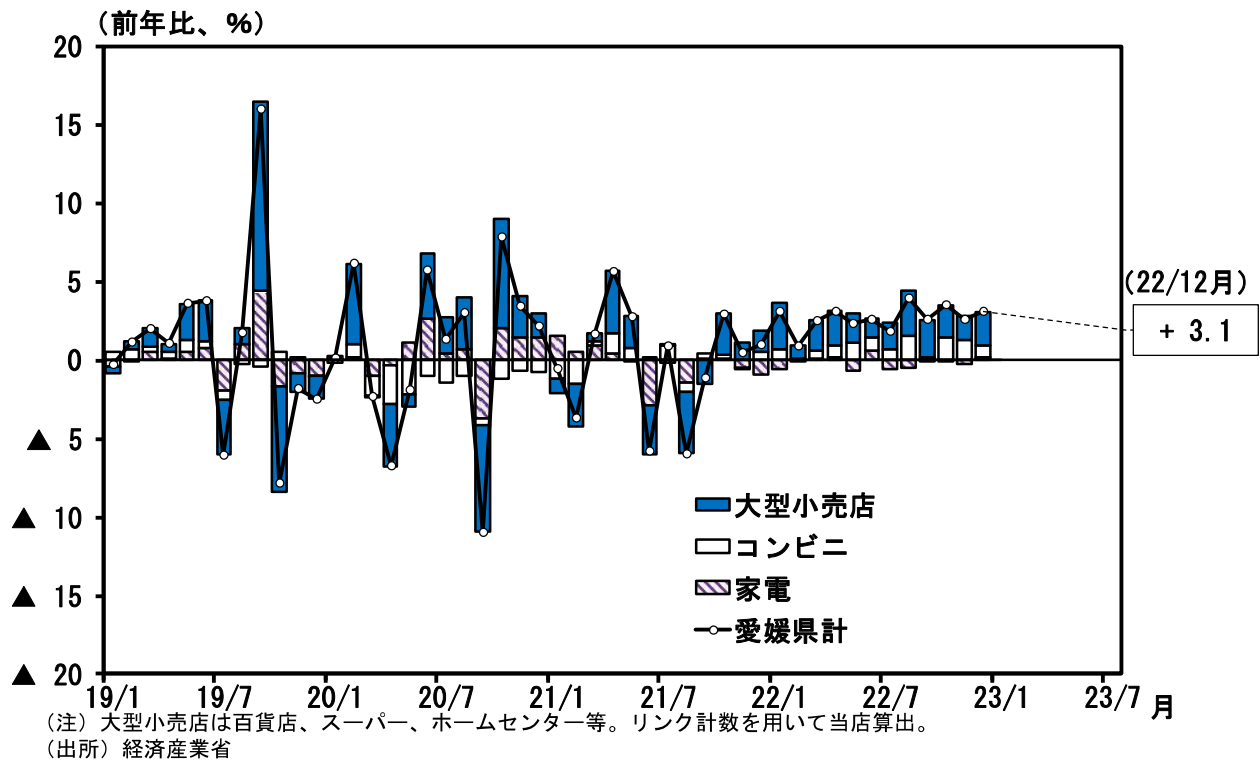
(前年度比、%)

全規模			20年度	21年度	22年度
	全産業		+25.4	▲23.9	▲3.8
	製造業		+14.6	▲13.0	▲12.5
	非製造業		+54.7	▲45.3	+23.2

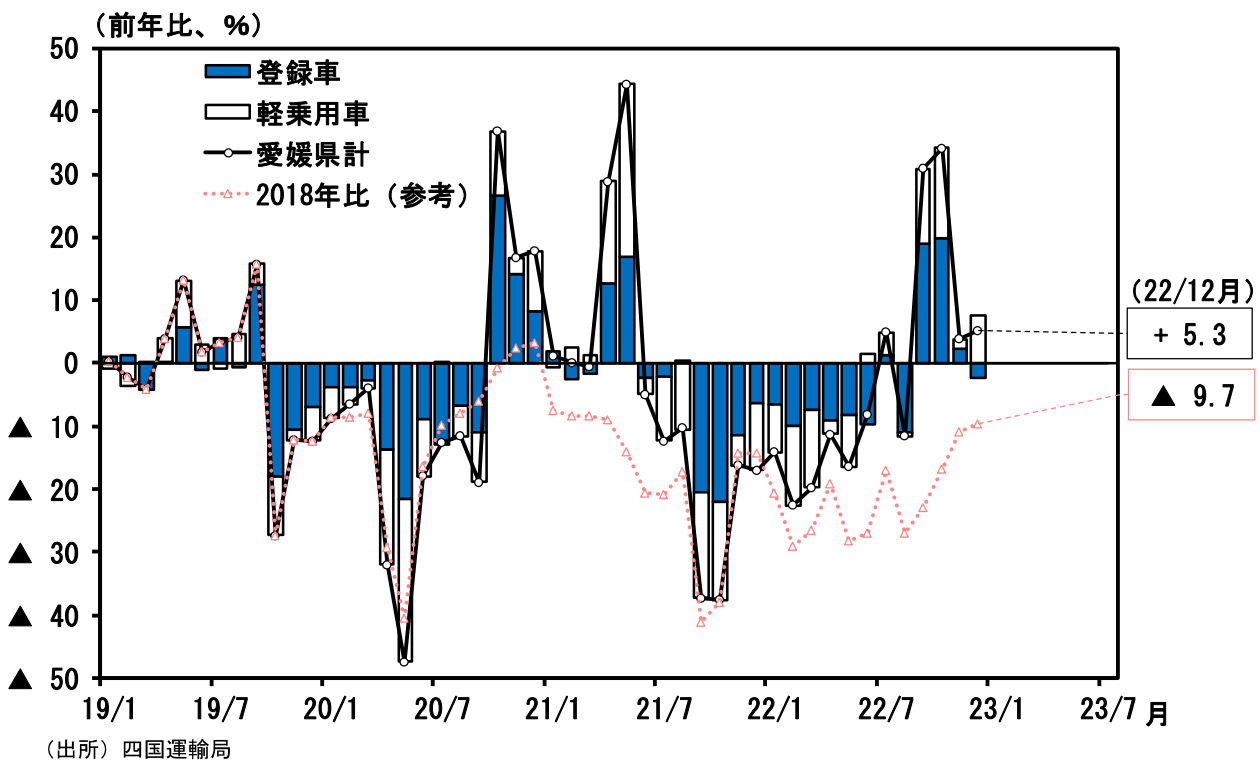
建築着工統計(工事費予定額＜非居住用＞)



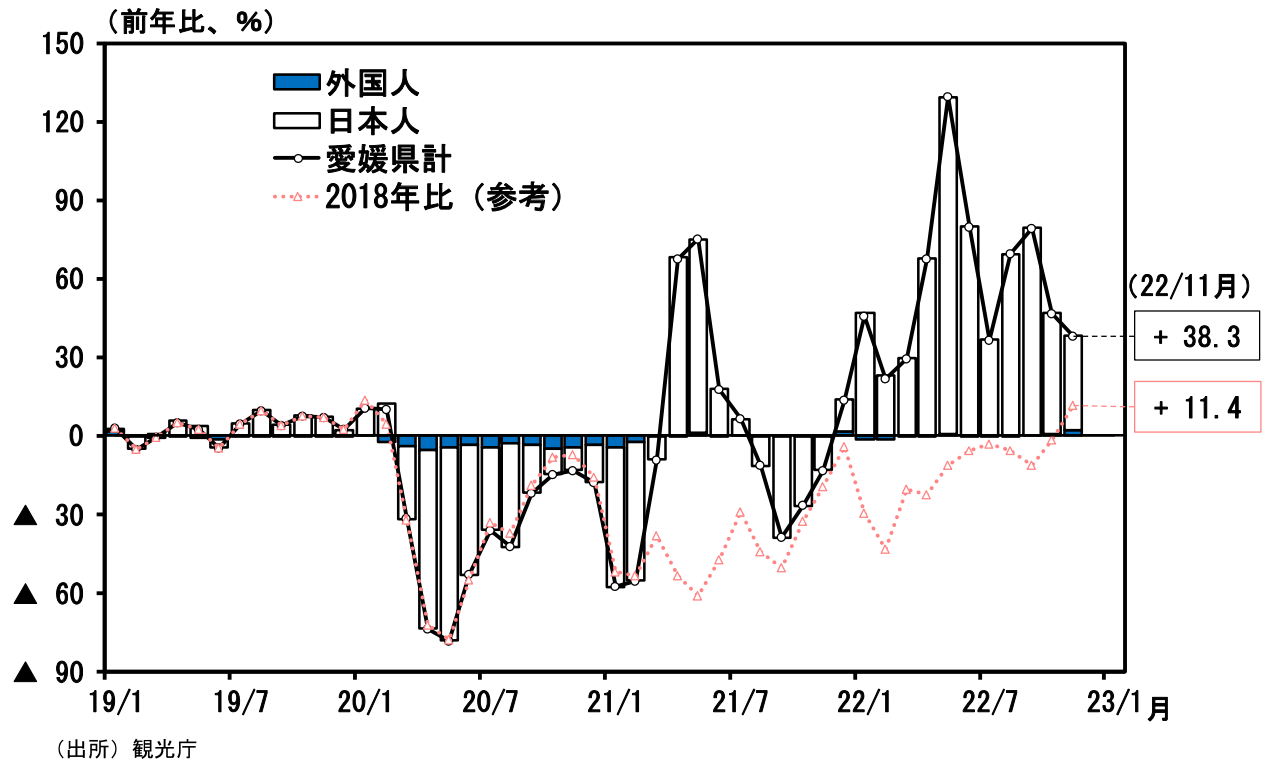
▽大型小売店等の販売額



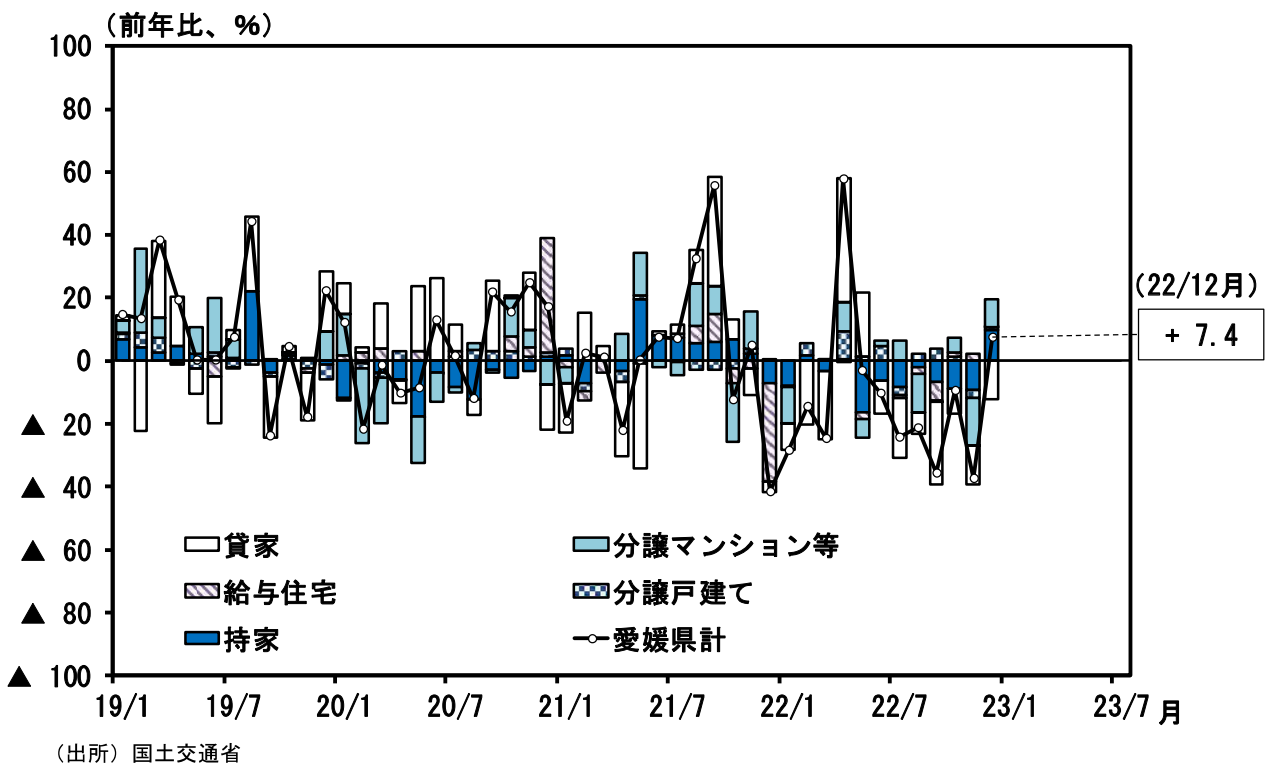
▽新車登録・届出台数



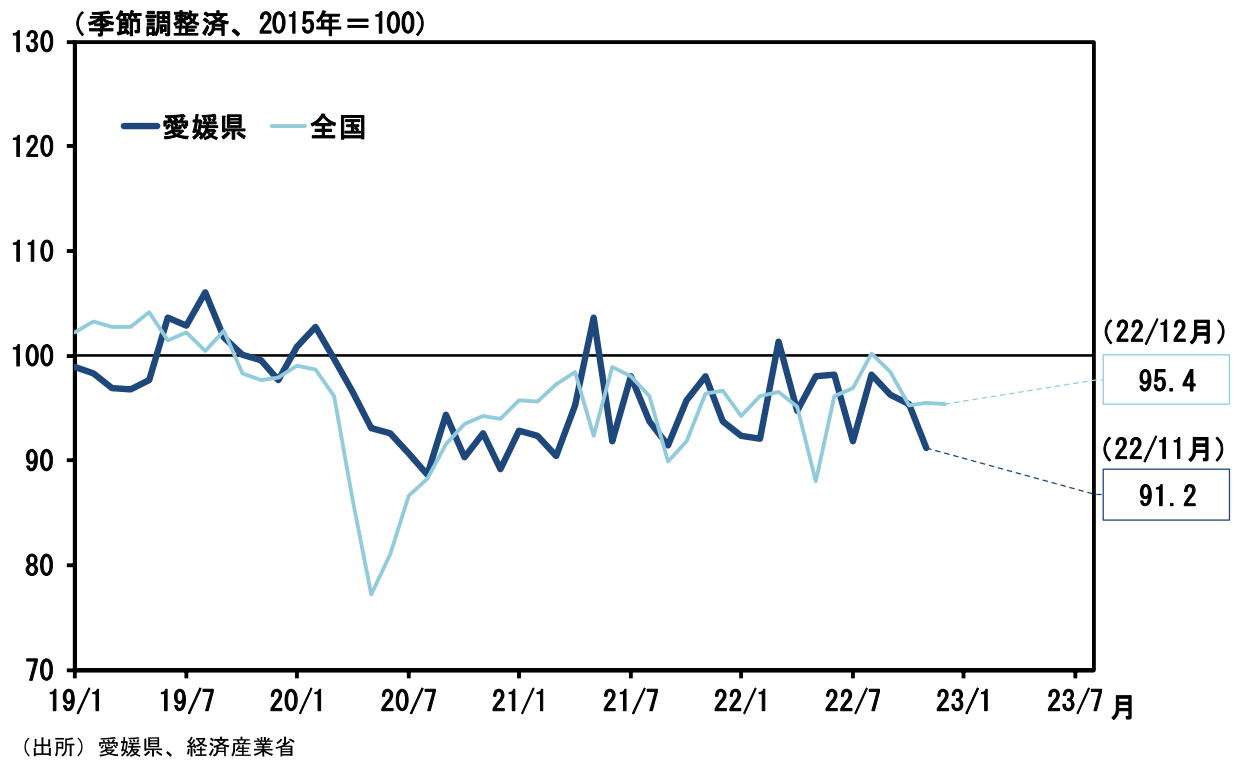
▽延べ宿泊者数



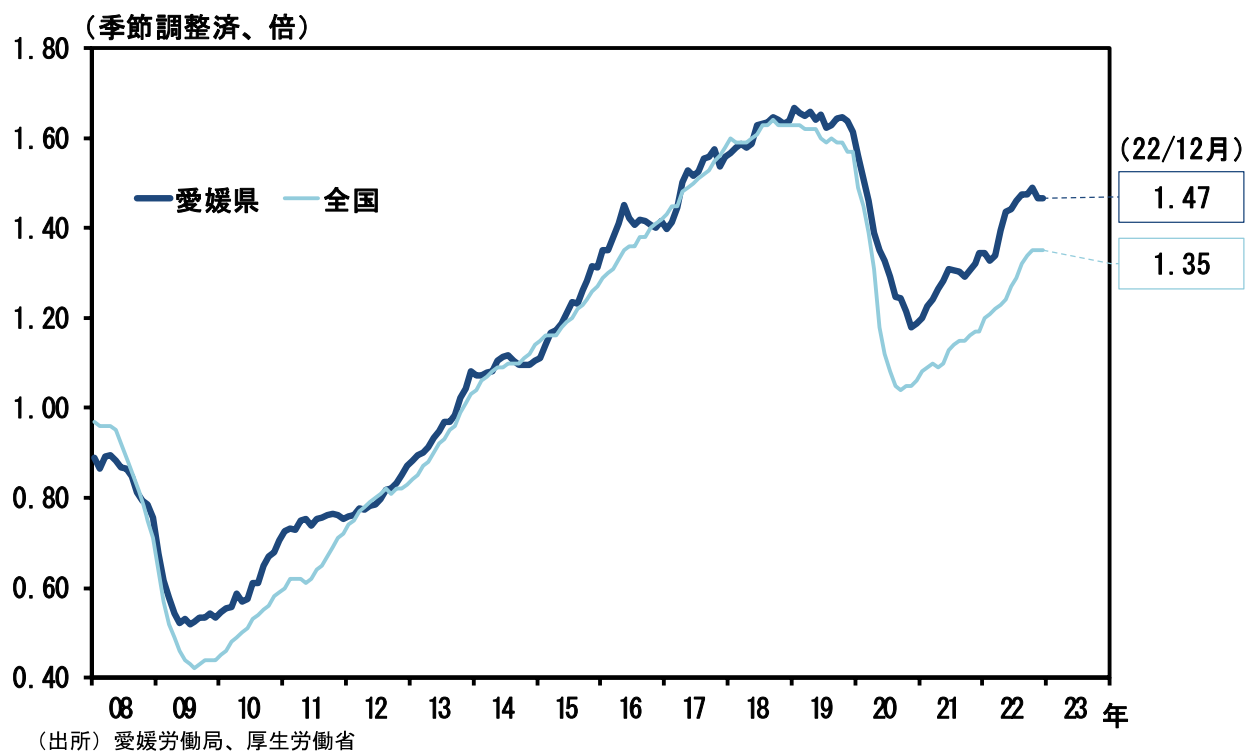
▽新設住宅着工戸数



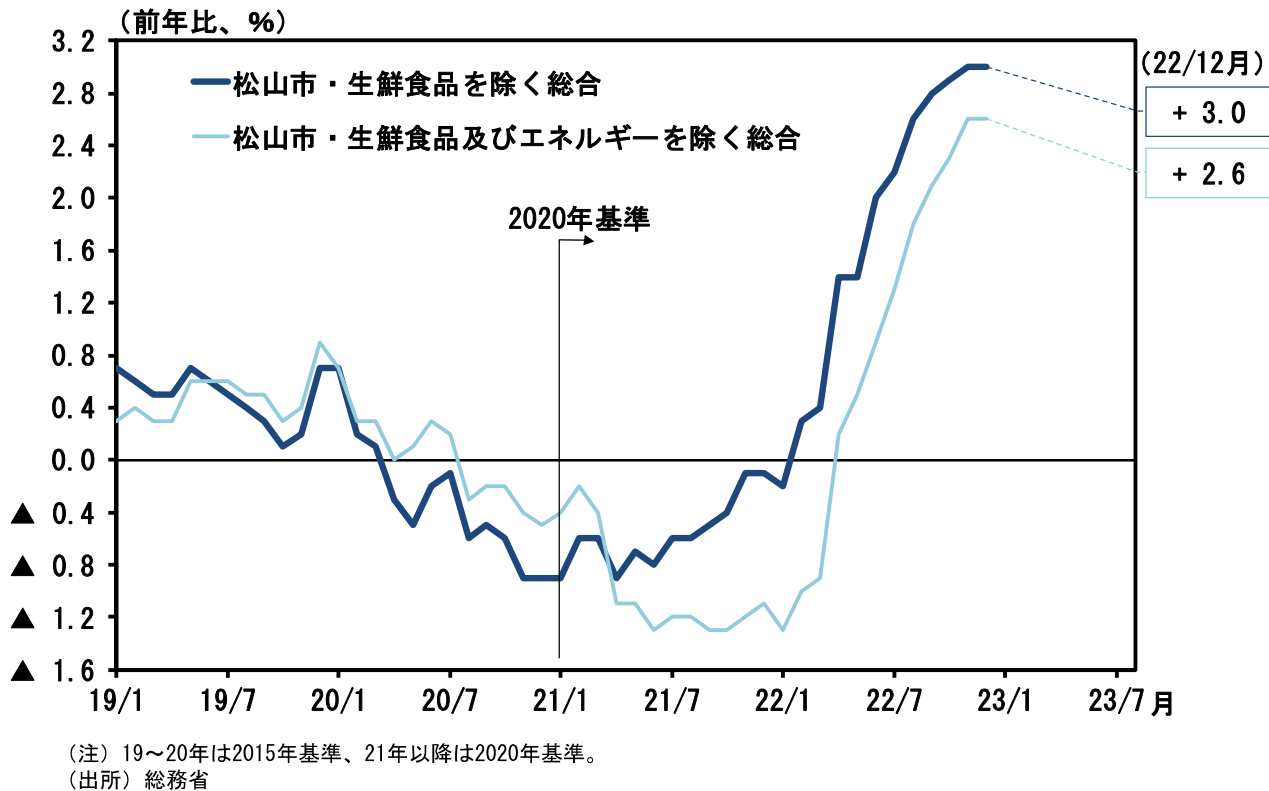
▽鉱工業生産指数



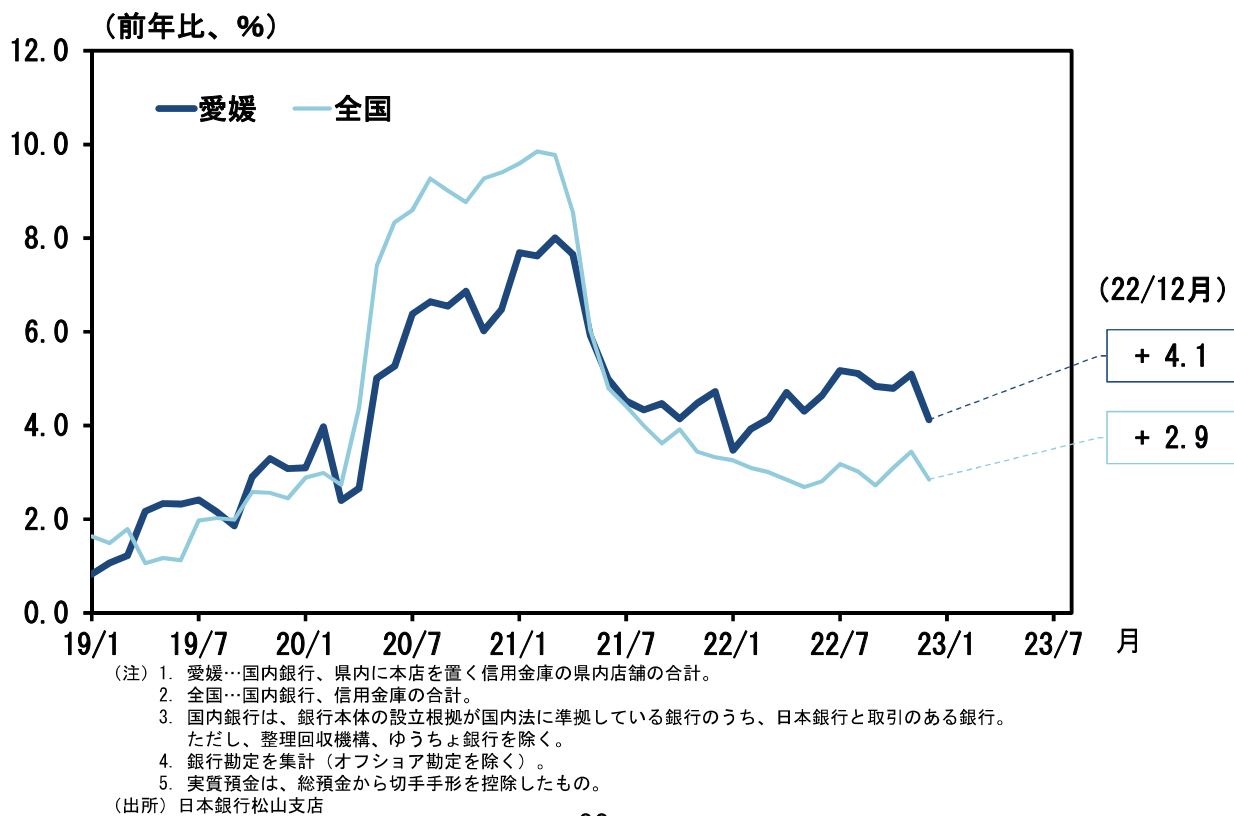
▽有効求人倍率



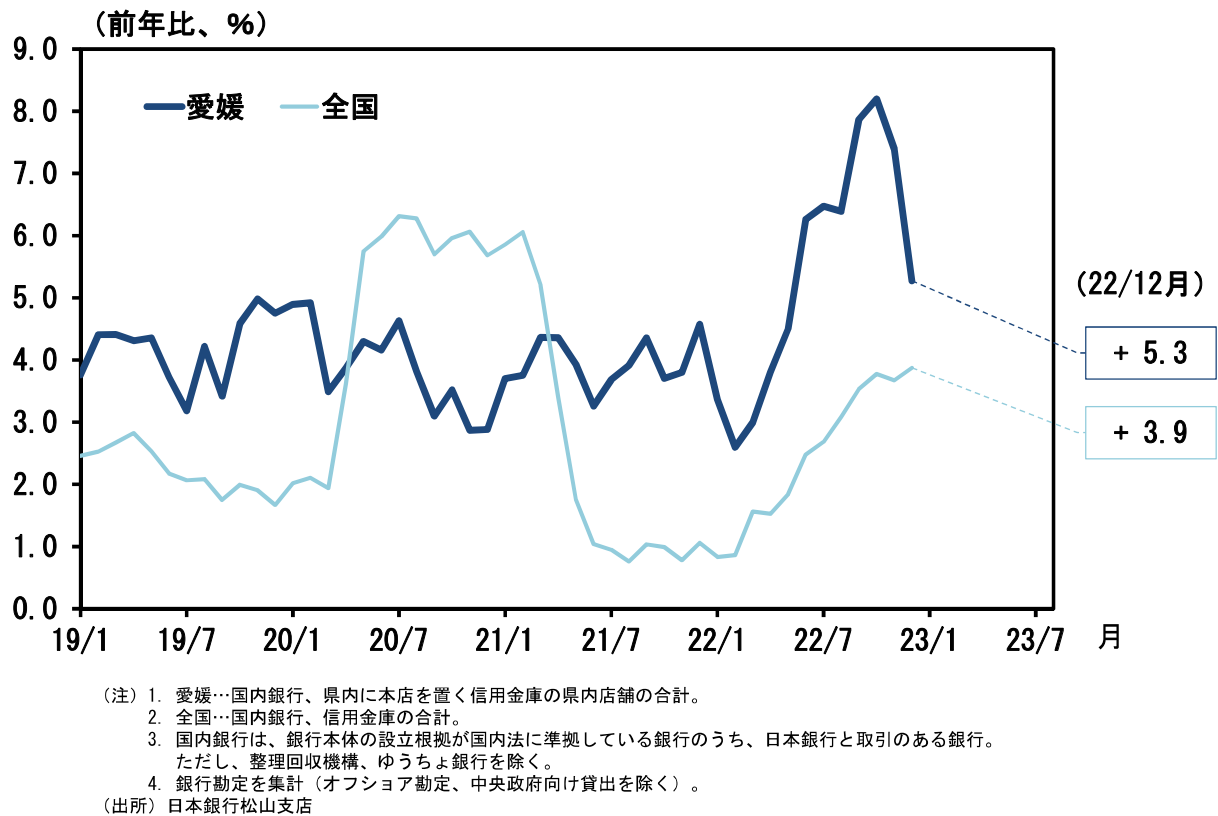
▽消費者物価指数



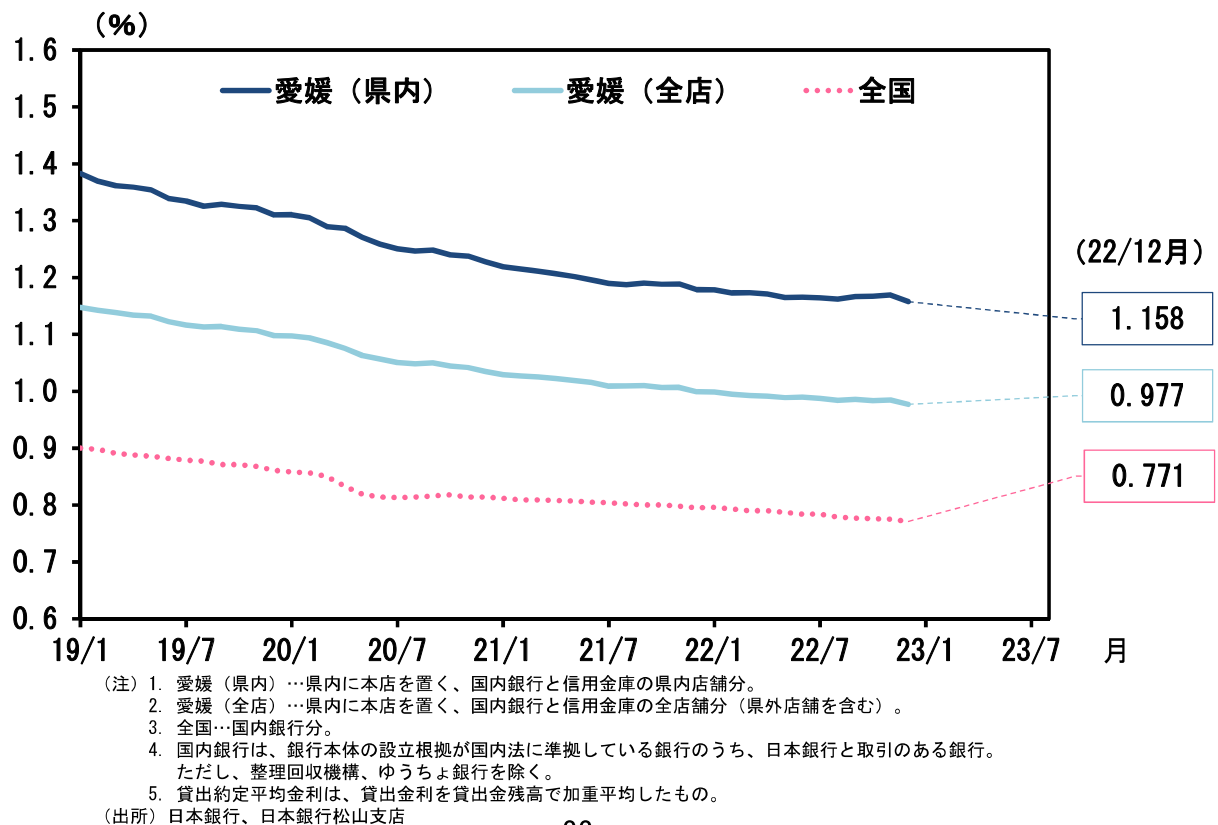
▽実質預金(月末残高)



▽貸出金(月末残高)



▽貸出約定平均金利(ストック)



愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 5 年 3 月 3 日 (金)

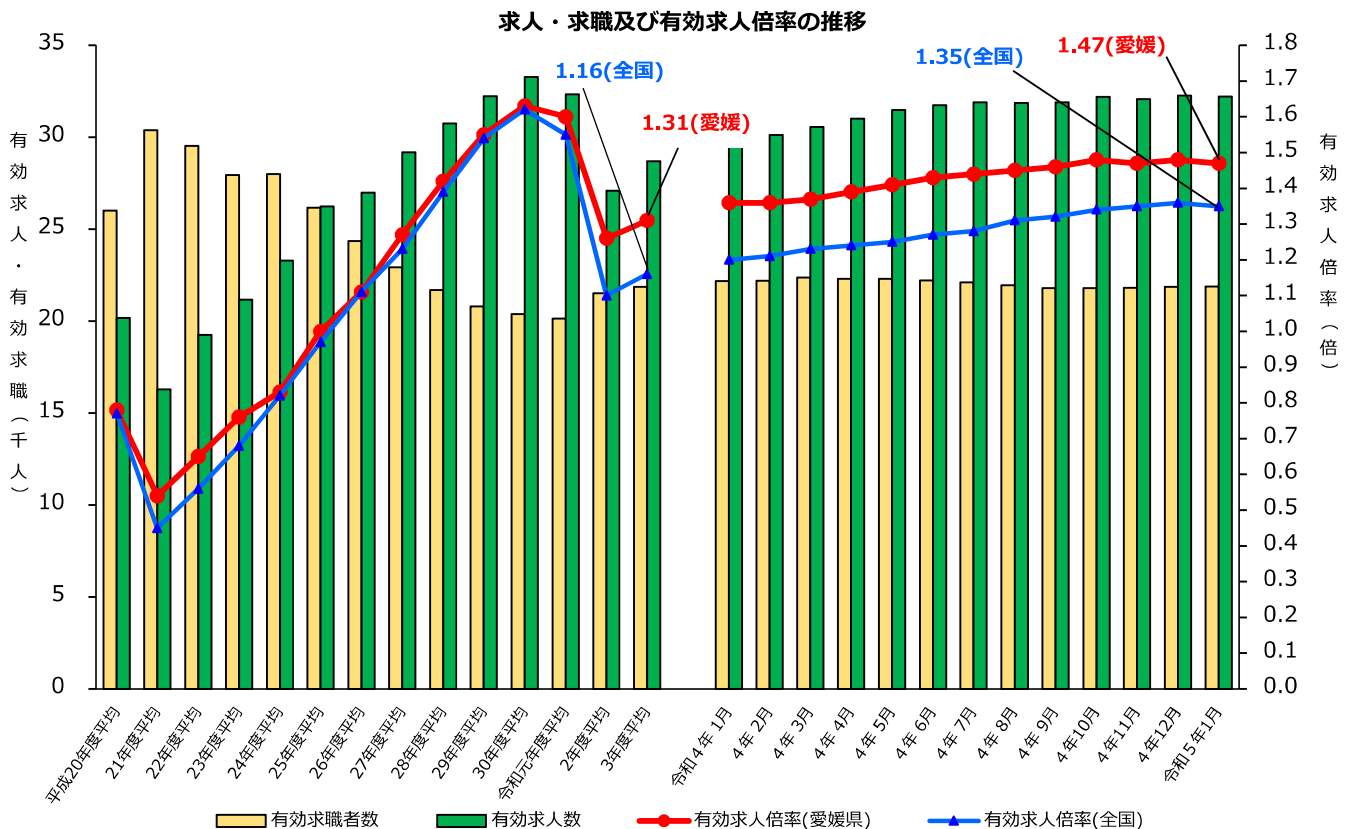
愛媛労働局職業安定部職業安定課
担 課 長 渡 部 仁 司
課 長 補 佐 河 野 純 也
当 地方労働市場情報官 阿 部 慎 司
電 話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和5年1月分）について
— 有効求人倍率は1.47倍(季節調整値) —
前月比は0.01ポイント低下

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.47倍で前月比は0.01ポイント低下した。
正社員求人倍率（原数値）は、1.26倍で前年同月比0.10ポイント上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中・南予の全地域で前年同月を上回った。
東予地域は1.68倍、中予地域は1.51倍、南予地域は1.70倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で20か月連続増加した。
主な産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」（25.4%増）、「卸売業、小売業」（18.4%増）、
「医療、福祉」（7.9%増）、「建設業」（3.9%増）、「運輸業、郵便業」（2.6%増）、
「製造業」（2.5%増）で前年同月を上回ったが、「サービス業」（20.5%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で7か月連続減少した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和5年1月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料 P 11.13]

項 目	令和5年1月	前 月 差	ポイント (前月差)
有 効 求 人 倍 率	1.47 倍	▲ 0.01 p	前月差で2か月ぶり低下
有 効 求 人	32,212	▲ 0.2 %	前月比で2か月ぶり減少 ▲ 49
有 効 求 職	21,876	0.1 %	前月比で4か月連続増加 16
新 規 求 人 倍 率	2.53 倍	▲ 0.22 p	前月差で3か月ぶり低下
新 規 求 人	11,218	▲ 3.4 %	前月比で4か月ぶり減少 ▲ 389
新 規 求 職	4,441	5.1 %	前月比で3か月ぶり増加 214

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料 P 7]

項 目	令和5年1月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	1.26 倍	0.10 p	前年同月差で20か月連続上昇

【地域別】 [資料 P 8.9]

項 目	令和5年1月	前年同月差	ポイント
東 予	1.68 倍	0.08 p	前年同月差で18か月連続上昇
中 予	1.51 倍	0.15 p	前年同月差で20か月連続上昇
南 予	1.70 倍	0.08 p	前年同月差で20か月連続上昇

2 求 人 [資料 P 4.5.10]

項 目	令和5年1月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有 効 求 人	32,872	6.9 %	前年同月比で21か月連続増加 2,123
新 規 求 人	11,887	4.4 %	前年同月比で20か月連続増加 499
（主な産業）	建 設 業	861	3.9 % 32
	製 造 業	1,412	2.5 % 34
	運 輸 業 , 郵 便 業	553	2.6 % 14
	卸 売 業 , 小 売 業	1,725	18.4 % 268
	宿泊業, 飲食サービス業	672	25.4 % 136
	医 療 , 福 祉	3,456	7.9 % 252
	サ ー ビ ス 業	1,336	▲ 20.5 % ▲ 344

【一般・パート別(有効求人)状況】

一般求人は前年同月比5.2%増加、パート求人は前年同月比9.9%増加となった。

3 求 職 [資料 P 10]

項 目	令和 5 年 1 月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有 効 求 職	20,732	▲ 1.3 %	前年同月比で 5 か月連続減少 ▲ 264
新 規 求 職	4,703	▲ 7.7 %	前年同月比で 7 か月連続減少 ▲ 394

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項 目	令和 5 年 1 月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
在 職 者	982	▲ 8.3 %	前年同月比で 2 か月連続減少 ▲ 89
離 職 者	1,744	▲ 6.5 %	前年同月比で 5 か月連続減少 ▲ 121
事 業 主 都 合 離 職 者	257	▲ 24.0 %	前年同月比で 2 か月連続減少 ▲ 81
自 己 都 合 離 職 者	1,407	▲ 1.3 %	前年同月比で 4 か月連続減少 ▲ 19
無 業 者	174	▲ 31.2 %	前年同月比で 8 か月連続減少 ▲ 79

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比 2. 0 %減少、パート求職者は前年同月比 0. 1 %減少となった。

4 就 職 [資料 P 10]

項 目	令和 5 年 1 月	前年同月(期)比	ポイント (前年同月差)
当 月	就 職 件 数	1,183	▲ 6.6 %
	就 職 率	25.2 %	0.3 p
累 計 (4～1月)	就 職 件 数	14,058	▲ 1.5 %
	就 職 率	31.9 %	0.3 p

5 雇用保険関係

項 目	令和 5 年 1 月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※ 1,247	1.3 %	前年同月比で 4 か月連続増加 16
受 給 者 実 人 員	4,169	▲ 1.7 %	前年同月比で 18 か月連続減少 ▲ 74
月末現在雇用保険被保険者数	400,190	▲ 0.4 %	前年同月比で 28 か月連続減少 ▲ 1,465

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移している。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、高年齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成を進め、特に、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和 5 年 2 月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 3月30日(木) ・全 国 分(厚生労働省取りまとめ) - 3月31日(金)

産業別新規求人の動向

令和5年1月

産業分類	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	年度合計 (対前年度比)
農 林 漁 業	71 4.4	133 209.3	84 ▲ 25.0	78 ▲ 17.0	77 57.1	104 ▲ 5.5	92 ▲ 1.1	97 ▲ 27.1	165 ▲ 4.1	134 ▲ 8.8	130 11.1	88 7.3	64 ▲ 9.9	1,029 ▲ 3.7
鉱業、砕石業、砂利採取業	11 37.5	6 0.0	2 100.0	7 75.0	3 ▲ 57.1	3 0.0	6 50.0	7 —	10 100.0	6 ▲ 25.0	8 60.0	4 0.0	11 0.0	65 27.5
建 設 業	829 8.4	1,004 0.7	1,001 10.0	779 7.2	924 2.1	1,131 12.9	751 3.3	857 ▲ 2.9	1,012 ▲ 4.0	845 1.0	956 7.1	969 12.8	861 3.9	9,085 4.2
製 造 業	1,378 46.0	1,390 29.5	1,398 24.9	1,238 17.3	1,363 43.3	1,429 25.8	1,356 22.8	1,563 61.1	1,409 10.4	1,599 26.9	1,463 12.3	1,206 0.3	1,412 2.5	14,038 20.7
食 料 品 製 造 業	344 100.0	230 22.3	305 35.0	299 28.9	230 36.9	312 31.1	290 14.2	264 95.6	359 21.7	366 26.6	238 35.2	212 ▲ 13.1	313 ▲ 9.0	2,883 21.4
織 維 工 業	141 22.6	151 39.8	168 69.7	146 18.7	147 32.4	155 42.2	176 114.6	138 55.1	157 37.7	174 22.5	153 36.6	100 ▲ 7.4	214 51.8	1,560 37.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	113 ▲ 10.3	166 49.5	173 10.9	128 14.3	108 6.9	198 53.5	135 8.0	112 ▲ 21.1	165 58.7	156 9.9	106 ▲ 40.4	170 12.6	144 27.4	1,422 9.6
金 属 製 品 製 造 業	128 82.9	94 ▲ 18.3	110 1.9	89 8.5	110 44.7	114 ▲ 7.3	97 4.3	118 49.4	104 ▲ 6.3	102 8.5	125 10.6	106 1.0	110 ▲ 14.1	1,075 7.1
はん用機械器具製造業	62 5.1	76 ▲ 1.3	58 ▲ 12.1	76 68.9	86 28.4	106 23.3	101 94.2	184 178.8	100 44.9	184 121.7	198 195.5	84 64.7	77 24.2	1,196 84.6
生産用機械器具製造業	80 35.6	89 34.8	93 ▲ 5.1	80 9.6	57 ▲ 16.2	105 26.5	90 55.2	86 10.3	92 ▲ 9.8	85 44.1	113 14.1	87 ▲ 23.0	60 ▲ 25.0	855 5.2
電 気 機 械 器 具 製 造 業	44 33.3	175 573.1	69 30.2	26 30.0	181 376.3	47 14.6	34 70.0	149 547.8	38 ▲ 29.6	52 57.6	105 ▲ 34.0	29 ▲ 45.3	41 ▲ 6.8	702 44.7
輸送用機械器具製造業	212 28.5	174 15.2	187 59.8	158 ▲ 14.1	167 41.5	198 22.2	163 ▲ 22.7	189 45.4	162 ▲ 8.0	217 18.6	187 19.1	149 ▲ 11.3	217 2.4	1,807 6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	11 ▲ 15.4	3 200.0	6 100.0	12 ▲ 36.8	3 ▲ 40.0	5 400.0	10 42.9	2 ▲ 33.3	1 ▲ 66.7	2 ▲ 60.0	11 175.0	2 ▲ 33.3	14 27.3	62 1.6
情 報 通 信 業	106 ▲ 28.9	83 27.7	98 ▲ 32.9	155 3.3	74 ▲ 32.7	97 ▲ 31.2	128 8.5	75 ▲ 13.8	93 ▲ 35.0	117 7.3	99 12.5	168 ▲ 7.2	91 ▲ 14.2	1,097 ▲ 11.0
運 輸 業 ， 郵 便 業	539 ▲ 2.7	517 ▲ 3.7	486 0.2	549 16.8	499 20.8	489 ▲ 4.5	542 19.9	526 ▲ 12.9	611 19.3	675 26.6	553 ▲ 4.5	410 ▲ 11.1	553 2.6	5,407 6.5
卸 売 業 ， 小 売 業	1,457 4.6	1,467 ▲ 4.6	1,283 4.3	1,485 20.8	1,539 14.4	1,349 ▲ 4.9	1,479 11.7	1,579 14.0	1,585 8.9	1,580 18.4	1,534 18.9	1,343 11.6	1,725 18.4	15,198 13.1
金 融 業 ， 保 険 業	112 5.7	85 21.4	117 7.3	98 14.0	81 12.5	82 ▲ 21.9	89 ▲ 5.3	73 35.2	85 ▲ 23.4	93 ▲ 7.9	69 ▲ 22.5	75 ▲ 24.2	94 ▲ 16.1	839 ▲ 9.1
不動産業、物品賃借業	68 ▲ 23.6	130 36.8	86 11.7	70 ▲ 44.4	87 2.4	79 43.6	73 10.6	104 22.4	55 ▲ 30.4	99 ▲ 16.8	104 ▲ 31.6	64 0.0	98 44.1	833 ▲ 7.3
学術研究、専門・技術サービス業	285 ▲ 8.1	243 ▲ 13.5	203 ▲ 34.5	241 ▲ 27.2	261 16.5	192 ▲ 36.0	216 ▲ 42.1	295 24.5	156 ▲ 44.9	292 ▲ 18.0	302 16.6	144 ▲ 20.4	279 ▲ 2.1	2,378 ▲ 15.9
宿泊業、飲食サービス業	536 13.1	549 44.9	530 ▲ 23.5	619 46.7	642 110.5	620 53.1	584 5.6	712 67.9	680 63.9	676 13.2	703 ▲ 1.0	548 6.4	672 25.4	6,456 32.2
宿 泊 業	123 105.0	132 51.7	168 ▲ 0.6	203 113.7	176 144.4	236 162.2	176 57.1	228 100.0	249 109.2	207 66.9	214 13.2	179 33.6	191 55.3	2,059 75.7
飲 食 サ ー ビ ス 業	413 ▲ 0.2	417 42.8	362 ▲ 30.9	416 27.2	466 100.0	384 21.9	408 ▲ 7.5	484 56.1	431 45.6	469 ▲ 0.8	489 ▲ 6.1	369 ▲ 3.1	481 16.5	4,397 18.5
生活関連サービス業、娯楽業	485 46.1	308 ▲ 12.7	312 2.3	492 41.0	280 ▲ 12.5	393 36.5	404 7.7	329 33.2	387 16.6	454 10.5	252 ▲ 9.4	355 21.2	409 ▲ 15.7	3,755 11.2
教 育 ， 学 習 支 援 業	109 ▲ 28.8	132 17.9	186 24.8	104 13.0	89 4.7	128 ▲ 0.8	138 74.7	99 65.0	123 23.0	115 ▲ 1.7	113 41.3	84 ▲ 49.1	156 43.1	1,149 13.1
医 療 ， 福 祉	3,204 5.2	3,040 ▲ 2.2	3,197 4.6	2,997 4.4	2,956 0.4	3,062 3.1	2,949 1.9	3,093 ▲ 0.7	2,959 1.4	3,116 4.3	3,442 6.7	3,215 13.6	3,456 7.9	31,245 4.3
医 療 業	1,113 10.0	992 13.2	1,083 4.4	1,056 6.2	949 8.1	976 0.0	1,071 13.8	993 7.5	963 ▲ 3.2	1,086 6.8	1,300 33.6	1,049 12.8	1,192 7.1	10,635 9.2
社会保険・社会福祉・介護事業	2,031 3.0	2,022 ▲ 9.0	2,096 5.2	1,867 1.3	1,997 ▲ 2.8	2,078 4.8	1,844 ▲ 3.6	2,059 ▲ 5.0	1,981 3.5	1,989 2.1	2,123 ▲ 5.1	2,120 12.3	2,229 9.7	20,287 1.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	89 ▲ 2.2	69 11.3	55 ▲ 5.2	103 ▲ 36.0	139 58.0	81 65.3	104 62.5	95 ▲ 12.0	134 148.1	202 5.2	73 25.9	59 78.8	87 ▲ 2.2	1,077 20.2
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,680 35.9	1,554 33.6	1,636 54.9	1,489 25.4	1,543 30.4	1,950 37.1	1,646 29.0	1,501 36.2	1,784 42.3	1,647 ▲ 9.4	1,426 ▲ 11.2	1,672 24.6	1,336 ▲ 20.5	15,994 15.3
職業紹介・労働者派遣業	659 39.3	676 54.7	818 136.4	595 19.2	669 51.7	830 67.7	728 42.2	689 34.0	763 24.7	729 ▲ 6.8	632 ▲ 16.6	775 21.5	546 ▲ 17.1	6,956 17.7
公務(他に分類されるものを除く)・その他	418 2.0	379 ▲ 17.8	275 9.1	258 44.9	189 19.6	193 22.2	142 30.3	171 27.6	169 39.7	278 71.6	494 55.8	444 9.6	569 36.1	2,907 34.6
合 計	11,388 12.3	11,092 7.3	10,955 8.8	10,774 12.8	10,749 16.2	11,387 11.6	10,709 10.3	11,178 16.1	11,418 11.0	11,930 7.5	11,732 6.1	10,850 9.3	11,887 4.4	112,614 10.3

(注) 1 上段：新規求人数（原数値、パートを含む。）、下段：新規求人の対前年度比。

2 産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」によるものである。

安定所別・主要産業別新規求人の動向
(令和5年1月対前年増減数)

	松山			今治			新居浜			西条			四国中央			八幡浜			宇和島			大洲			県計		
	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減	5年 1月	4年 1月	増減
農，林，漁業	11	11	0	6	4	2	3	1	2	8	8	0	3	2	1	5	19	▲14	26	22	4	2	4	▲2	64	71	▲7
鉱業，砕石業， 砂利採取業	7	5	2	4	4	0	0	0	0	0	2	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0
建設業	387	371	16	111	88	23	102	99	3	73	48	25	31	62	▲31	12	25	▲13	79	69	10	66	67	▲1	861	829	32
製造業	325	387	▲62	407	317	90	100	105	▲5	146	184	▲38	214	162	52	68	56	12	98	119	▲21	54	48	6	1,412	1,378	34
電気・ガス・ 熱供給・水道業	7	3	4	0	1	▲1	5	7	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	14	11	3
情報通信業	78	91	▲13	1	4	▲3	2	2	0	0	0	0	7	8	▲1	1	1	0	2	0	2	0	0	0	91	106	▲15
運輸業，郵便業	264	202	62	57	43	14	65	122	▲57	28	26	2	64	62	2	20	25	▲5	32	50	▲18	23	9	14	553	539	14
卸売業，小売業	985	774	211	103	96	7	119	111	8	134	102	32	99	83	16	95	97	▲2	157	146	11	33	48	▲15	1,725	1,457	268
金融業，保険業	56	68	▲12	29	30	▲1	1	0	1	2	2	0	1	2	▲1	0	0	0	5	9	▲4	0	1	▲1	94	112	▲18
不動産業， 物品賃借業	53	35	18	4	13	▲9	3	6	▲3	2	0	2	30	6	24	0	0	0	6	7	▲1	0	1	▲1	98	68	30
学術研究，専門・ 技術サービス業	209	191	18	19	16	3	29	36	▲7	2	3	▲1	1	11	▲10	3	5	▲2	6	13	▲7	10	10	0	279	285	▲6
宿泊業， 飲食サービス業	360	250	110	70	23	47	26	35	▲9	40	30	10	109	47	62	12	28	▲16	44	48	▲4	11	75	▲64	672	536	136
生活関連サービス 業，娯楽業	221	279	▲58	19	20	▲1	87	100	▲13	43	25	18	10	15	▲5	20	25	▲5	7	14	▲7	2	7	▲5	409	485	▲76
教育， 学習支援業	106	84	22	23	7	16	11	3	8	1	2	▲1	4	2	2	3	2	1	4	4	0	4	5	▲1	156	109	47
医療，福祉	1,892	1,748	144	363	370	▲7	286	238	48	158	172	▲14	123	116	7	223	203	20	278	258	20	133	99	34	3,456	3,204	252
医療業	555	479	76	178	186	▲8	59	71	▲12	89	86	3	49	42	7	112	105	7	106	102	4	44	42	2	1,192	1,113	79
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,310	1,224	86	185	184	1	225	166	59	69	86	▲17	74	73	1	111	98	13	166	143	23	89	57	32	2,229	2,031	198
複合サービス事業	53	36	17	1	7	▲6	5	8	▲3	0	12	▲12	12	3	9	7	1	6	5	13	▲8	4	9	▲5	87	89	▲2
サービス業 (他に分類されないもの)	872	1,132	▲260	105	112	▲7	153	169	▲16	72	124	▲52	52	34	18	16	53	▲37	45	22	23	21	34	▲13	1,336	1,680	▲344
公営(他に分類される ものを除く)その他	337	212	125	3	8	▲5	27	26	1	80	40	40	20	11	9	7	56	▲49	49	45	4	46	20	26	569	418	151
合 計	6,223	5,879	344	1,325	1,163	162	1,024	1,068	▲44	789	780	9	780	626	154	492	596	▲104	844	839	5	410	437	▲27	11,887	11,388	499

(注) パートを含む。

常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和5年1月

愛媛労働局

	求職者計	①	②					③		
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】	【3,321】	【1,083】	【1,924】	【55】	【421】	【1,410】	【36】	【314】	【46】	【268】
平成29年度	39,847	12,990	23,092	655	5,052	16,915	428	3,765	549	3,216
	▲ 7.6	▲ 5.5	▲ 9.0	3.8	▲ 10.4	▲ 8.6	▲ 22.9	▲ 5.8	2.8	▲ 7.1
【月平均】	【3,180】	【1,004】	【1,907】	【60】	【414】	【1,395】	【36】	【269】	【37】	【232】
平成30年度	38,158	12,045	22,888	724	4,967	16,738	435	3,225	441	2,784
	▲ 4.2	▲ 7.3	▲ 0.9	10.5	▲ 1.7	▲ 1.0	1.6	▲ 14.3	▲ 19.7	▲ 13.4
【月平均】	【2,966】	【910】	【1,807】	【56】	【374】	【1,344】	【31】	【228】	【32】	【196】
令和元年度	35,591	10,923	21,688	673	4,484	16,133	368	2,737	380	2,357
	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 9.7	▲ 3.6	▲ 15.4	▲ 15.1	▲ 13.8	▲ 15.3
【月平均】	【2,761】	【804】	【1,748】	【50】	【449】	【1,219】	【27】	【197】	【33】	【165】
令和2年度	33,136	9,644	20,972	605	5,383	14,627	327	2,368	392	1,976
	▲ 6.9	▲ 11.7	▲ 3.3	▲ 10.1	20.0	▲ 9.3	▲ 11.1	▲ 13.5	3.2	▲ 16.2
【月平均】	【2,776】	【868】	【1,678】	【45】	【334】	【1,258】	【38】	【231】	【33】	【198】
令和3年度	33,314	10,413	20,131	541	4,008	15,091	452	2,770	400	2,370
	0.5	8.0	▲ 4.0	▲ 10.6	▲ 25.5	3.2	38.2	17.0	2.0	19.9
令和3年1月	2,876	892	1,828	48	408	1,334	34	156	36	120
	▲ 8.7	▲ 12.5	▲ 1.6	17.1	24.8	▲ 7.6	▲ 17.1	▲ 20.0	24.1	▲ 27.7
2月	2,760	986	1,588	36	345	1,186	18	186	37	149
	▲ 4.2	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 7.7	12.7	▲ 2.6	▲ 33.3	▲ 17.0	0.0	▲ 20.3
3月	3,104	1,070	1,750	35	389	1,286	37	284	33	251
	2.2	5.2	6.9	▲ 14.6	25.5	3.4	▲ 5.1	▲ 1.0	13.8	▲ 2.7
令和3年4月	3,478	728	2,482	119	674	1,656	31	268	47	221
	▲ 5.9	4.6	▲ 8.2	▲ 27.0	▲ 21.9	0.6	10.7	10.7	9.3	11.1
5月	2,485	659	1,620	46	342	1,201	28	206	44	162
	▲ 3.7	11.3	▲ 8.0	▲ 13.2	▲ 26.0	▲ 0.7	▲ 17.6	12.0	83.3	1.3
6月	2,699	855	1,618	41	339	1,197	39	226	25	201
	▲ 3.8	8.9	▲ 8.1	0.0	▲ 27.1	▲ 2.3	44.4	8.1	▲ 16.7	12.3
7月	2,733	889	1,618	34	341	1,197	43	226	30	196
	▲ 2.1	13.0	▲ 11.4	▲ 37.0	▲ 29.8	▲ 4.6	48.3	25.6	7.1	28.9
8月	2,754	911	1,639	40	308	1,256	32	204	33	171
	7.7	13.3	3.0	2.6	▲ 6.9	4.8	60.0	26.7	37.5	24.8
9月	2,662	837	1,587	33	277	1,216	55	238	31	207
	▲ 4.1	2.1	▲ 9.8	▲ 17.5	▲ 48.1	4.7	150.0	20.8	▲ 6.1	26.2
10月	2,734	811	1,694	53	320	1,286	32	229	30	199
	▲ 5.0	2.7	▲ 8.2	35.9	▲ 36.9	1.4	6.7	▲ 5.8	▲ 33.3	0.5
11月	2,450	760	1,463	23	246	1,150	40	227	32	195
	9.6	9.7	6.6	4.5	▲ 21.9	13.6	90.5	33.5	28.0	34.5
12月	2,138	753	1,235	30	245	925	33	150	25	125
	3.2	3.3	4.0	▲ 14.3	▲ 11.9	9.2	22.2	▲ 3.8	▲ 26.5	2.5
令和4年1月	3,189	1,071	1,865	46	338	1,426	52	253	35	218
	10.9	20.1	2.0	▲ 4.2	▲ 17.2	6.9	52.9	62.2	▲ 2.8	81.7
2月	2,838	1,048	1,569	38	272	1,223	34	221	27	194
	2.8	6.3	▲ 1.2	5.6	▲ 21.2	3.1	88.9	18.8	▲ 27.0	30.2
3月	3,154	1,091	1,741	38	306	1,358	33	322	41	281
	1.6	2.0	▲ 0.5	8.6	▲ 21.3	5.6	▲ 10.8	13.4	24.2	12.0
令和4年4月	3,466	740	2,423	135	560	1,687	32	303	42	261
	▲ 0.3	1.6	▲ 2.4	13.4	▲ 16.9	1.9	3.2	13.1	▲ 10.6	18.1
5月	2,708	796	1,677	56	314	1,277	29	235	39	196
	9.0	20.8	3.5	21.7	▲ 8.2	6.3	3.6	14.1	▲ 11.4	21.0
6月	2,744	870	1,660	50	290	1,287	29	214	26	188
	1.7	1.8	2.6	22.0	▲ 14.5	7.5	▲ 25.6	▲ 5.3	4.0	▲ 6.5
7月	2,574	784	1,609	37	304	1,237	29	181	19	162
	▲ 5.8	▲ 11.8	▲ 0.6	8.8	▲ 10.9	3.3	▲ 32.6	▲ 19.9	▲ 36.7	▲ 17.3
8月	2,716	858	1,663	42	275	1,308	32	195	30	165
	▲ 1.4	▲ 5.8	1.5	5.0	▲ 10.7	4.1	0.0	▲ 4.4	▲ 9.1	▲ 3.5
9月	2,625	825	1,581	38	249	1,263	31	219	27	192
	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 0.4	15.2	▲ 10.1	3.9	▲ 43.6	▲ 8.0	▲ 12.9	▲ 7.2
10月	2,630	758	1,676	44	331	1,275	24	196	27	169
	▲ 3.8	▲ 6.5	▲ 1.1	▲ 17.0	3.4	▲ 0.9	▲ 25.0	▲ 14.4	▲ 10.0	▲ 15.1
11月	2,343	770	1,387	23	278	1,049	37	186	36	150
	▲ 4.4	1.3	▲ 5.2	0.0	13.0	▲ 8.8	▲ 7.5	▲ 18.1	12.5	▲ 23.1
12月	2,002	737	1,126	20	178	903	24	139	27	112
	▲ 6.4	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 33.3	▲ 27.3	▲ 2.4	▲ 27.3	▲ 7.3	8.0	▲ 10.4
令和5年1月	2,900	982	1,744	38	257	1,407	40	174	33	141
	▲ 9.1	▲ 8.3	▲ 6.5	▲ 17.4	▲ 24.0	▲ 1.3	▲ 23.1	▲ 31.2	▲ 5.7	▲ 35.3
【月平均】	【2,671】	【812】	【1,655】	【48】	【304】	【1,269】	【31】	【204】	【31】	【174】
当年度累計	26,708	8,120	16,546	483	3,036	12,693	307	2,042	306	1,736
前年同期	27,322	8,274	16,821	465	3,430	12,510	385	2,227	332	1,895
前年同期比	▲ 2.2	▲ 1.9	▲ 1.6	3.9	▲ 11.5	1.5	▲ 20.3	▲ 8.3	▲ 7.8	▲ 8.4

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。

【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項 目		令和5年 1月	令和4年 1月	前年同月比 (差)
① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)		12,349	12,597	▲ 2.0 %
正社員	② 月間有効求人数 (人)	15,594	14,612	6.7 %
	③ 新規求人数 (人)	5,648	5,297	6.6 %
	④ 就職件数 (件)	620	606	2.3 %
	⑤ 有効求人倍率 (倍) (②／①) (原数値)	1.26	1.16	0.10 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和5年1月	令和4年1月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.68	1.60	0.08p
	中予	1.51	1.36	0.15p
	南予	1.70	1.62	0.08p
	県計	1.59	1.46	0.13p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	6,211	6,189	0.4%
	中予	11,772	11,918	▲ 1.2%
	南予	2,749	2,889	▲ 4.8%
	県計	20,732	20,996	▲ 1.3%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	10,464	9,877	5.9%
	中予	17,738	16,193	9.5%
	南予	4,670	4,679	▲ 0.2%
	県計	32,872	30,749	6.9%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

地域別有効求人倍率の推移（原数値）



	30年		31年		元年		2年		3年		4年		5年		6年		7年		8年		9年		10年		11年		12年		1月																							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月												
東予	1.83	1.91	1.90	1.89	1.89	1.84	1.73	1.66	1.73	1.75	1.74	1.72	1.73	1.80	1.85	1.72	1.68	1.60	1.43	1.35	1.33	1.33	1.27	1.28	1.28	1.34	1.42	1.42	1.45	1.40	1.26	1.21	1.24	1.31	1.35	1.36	1.42	1.52	1.60	1.60	1.58	1.54	1.43	1.42	1.46	1.51	1.54	1.58	1.64	1.69	1.68	
中予	1.58	1.64	1.72	1.77	1.73	1.64	1.49	1.44	1.46	1.46	1.51	1.57	1.61	1.68	1.71	1.67	1.58	1.48	1.23	1.16	1.16	1.17	1.16	1.16	1.15	1.19	1.21	1.23	1.25	1.22	1.12	1.13	1.17	1.18	1.19	1.18	1.20	1.28	1.36	1.36	1.33	1.27	1.21	1.22	1.26	1.31	1.36	1.36	1.41	1.44	1.51	1.51
南予	1.63	1.78	1.79	1.68	1.69	1.69	1.43	1.37	1.39	1.44	1.46	1.57	1.72	1.78	1.82	1.67	1.66	1.54	1.31	1.25	1.24	1.28	1.27	1.33	1.39	1.40	1.42	1.37	1.39	1.36	1.23	1.20	1.28	1.33	1.34	1.37	1.49	1.64	1.62	1.63	1.61	1.42	1.37	1.36	1.40	1.44	1.52	1.60	1.80	1.85	1.70	

一 般 職 業 紹 介 状 況

令和5年1月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

項目 年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数			D 月間有効求人数			E 就職件数			F 充足数			求人倍率 (季節調整値)		就職率 E/A(%)	充足率 F/C(%)
	常用	うち (保)	うち 中高年	常用	うち (保)	うち 中高年	常用	うち (保)	うち 中高年	常用	うち (保)	うち 中高年	常用	新規	C/A	D/B	新規	有効				
令和3年度	54,788	54,422	13,945	28,212	262,564	261,206	93,365	141,198	124,138	108,610	344,903	305,198	17,544	16,097	5,068	8,506	17,302	15,958	2.27	1.31	32.0	13.9
	4,566	4,535	1,162	2,351	21,880	21,767	7,780	11,767	10,345	9,051	28,742	25,433	1,462	1,341	422	709	1,442	1,330	—	—	—	—
令和4年1月	5,097	5,073	1,241	2,734	20,996	20,907	6,992	11,294	11,388	9,539	30,749	26,374	1,267	1,126	372	649	1,235	1,097	2.23	1.46	24.9	10.8
2月	4,567	4,552	1,039	2,337	21,335	21,257	6,871	11,491	11,092	9,454	30,777	26,233	1,401	1,274	337	695	1,407	1,292	2.43	1.44	30.7	12.7
3月	5,092	5,071	1,170	2,527	22,525	22,443	7,022	12,028	10,955	9,412	31,395	26,804	1,874	1,730	516	928	1,828	1,689	2.15	1.39	36.8	16.7
令和4年4月	6,163	6,135	1,789	3,492	23,490	23,403	7,279	12,838	10,774	9,681	30,657	26,842	1,652	1,535	428	804	1,620	1,510	1.75	1.31	26.8	15.0
5月	4,705	4,648	1,203	2,452	23,486	23,361	7,462	12,818	10,749	9,443	30,540	27,036	1,580	1,463	457	790	1,561	1,451	2.28	1.30	33.6	14.5
6月	4,562	4,511	1,169	2,282	23,213	23,052	7,933	12,550	11,387	9,975	30,996	27,525	1,617	1,509	480	809	1,596	1,498	2.50	1.34	35.4	14.0
7月	4,084	4,042	1,139	2,042	22,211	22,025	7,996	11,836	10,709	9,454	30,737	27,249	1,354	1,266	370	647	1,307	1,229	2.62	1.38	33.2	12.2
8月	4,203	4,187	1,140	2,089	22,064	21,929	8,063	11,645	11,178	10,049	31,418	27,963	1,301	1,233	408	642	1,278	1,216	2.66	1.42	31.0	11.4
9月	4,294	4,271	1,092	2,166	22,060	21,972	7,877	11,671	11,418	9,991	31,616	28,101	1,434	1,362	434	701	1,418	1,353	2.66	1.43	33.4	12.4
10月	4,279	4,248	1,213	2,225	21,940	21,852	7,717	11,709	11,930	10,439	32,674	28,887	1,420	1,321	466	750	1,385	1,291	2.79	1.49	33.2	11.6
11月	3,877	3,847	970	1,951	21,402	21,307	7,302	11,382	11,732	10,275	33,097	29,110	1,366	1,265	431	700	1,346	1,256	3.03	1.55	35.2	11.5
12月	3,149	3,128	830	1,570	20,157	20,071	6,808	10,707	10,850	9,055	32,452	28,195	1,151	1,017	342	566	1,131	1,005	3.45	1.61	36.6	10.4
令和5年1月	4,703	4,684	1,229	2,507	20,732	20,650	6,926	11,034	11,887	10,460	32,872	28,600	1,183	1,076	351	618	1,158	1,054	2.53	1.59	25.2	9.7
前年同月比	▲ 7.7	▲ 7.7	▲ 1.0	▲ 8.3	▲ 1.3	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 2.3	4.4	9.7	6.9	8.4	▲ 6.6	▲ 4.4	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 6.2	▲ 3.9	0.30p	0.13p	0.3p	▲ 1.1p

(注) ・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中 松 山	▲ 11.4	▲ 11.3	3.3	▲ 16.4	▲ 1.2	▲ 1.2	4.7	▲ 3.6	5.9	14.7	9.5	12.2	▲ 4.9	▲ 2.7	1.3	▲ 3.6	▲ 7.1	▲ 4.2	0.44p	0.15p	1.4p	▲ 1.1p
	2,332	2,322	682	1,138	11,772	11,734	3,945	5,997	6,223	5,368	17,738	15,140	481	435	154	242	501	451	2.67	1.51	20.6	8.1
今 治	▲ 5.7	▲ 5.5	3.5	6.1	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 8.2	0.2	13.9	15.4	7.7	6.6	▲ 21.4	▲ 16.2	▲ 30.9	▲ 12.8	▲ 8.7	▲ 3.1	0.45p	0.12p	▲ 5.3p	▲ 2.5p
	512	512	119	315	2,127	2,118	719	1,208	1,325	1,179	3,345	3,003	136	129	38	82	136	127	2.59	1.57	26.6	10.3
東 新 居 浜	▲ 4.6	▲ 4.4	▲ 16.1	▲ 1.2	1.8	2.0	▲ 7.7	5.0	▲ 4.1	▲ 8.7	11.5	2.5	▲ 11.2	▲ 13.8	▲ 5.4	▲ 8.2	1.8	0.0	0.01p	0.17p	▲ 2.1p	0.6p
	437	434	104	242	1,666	1,658	491	917	1,024	844	3,175	2,404	119	100	35	67	115	96	2.34	1.91	27.2	11.2
予 西 条	▲ 1.1	▲ 0.6	5.9	▲ 5.6	▲ 2.0	▲ 2.1	▲ 2.7	0.0	1.2	11.8	▲ 1.8	7.6	26.9	30.1	47.6	34.0	4.3	3.6	0.05p	0.00p	7.5p	0.4p
	346	345	90	186	1,266	1,258	501	684	789	718	1,977	1,788	118	108	31	63	96	87	2.28	1.56	34.1	12.2
四 国 中 央	4.0	3.3	16.7	▲ 0.6	3.4	3.5	2.6	6.2	24.6	22.4	3.0	4.8	▲ 10.1	▲ 9.5	20.0	▲ 8.0	▲ 12.6	▲ 9.6	0.41p	0.00p	▲ 4.9p	▲ 5.7p
	313	311	77	169	1,152	1,149	360	649	780	754	1,967	1,891	98	95	30	46	104	104	2.49	1.71	31.3	13.3
八 幡 浜	▲ 4.3	▲ 4.3	▲ 33.3	▲ 4.2	▲ 8.8	▲ 9.0	▲ 16.8	▲ 10.7	▲ 17.4	▲ 17.3	▲ 5.0	▲ 3.7	1.4	▲ 6.2	▲ 15.0	0.0	▲ 3.2	▲ 9.1	▲ 0.32p	0.06p	1.7p	1.8p
	244	244	44	138	847	841	278	518	492	455	1,317	1,209	73	61	17	36	61	50	2.02	1.55	29.9	12.4
宇 和 島	▲ 1.9	▲ 1.2	▲ 2.4	1.5	0.0	0.2	▲ 7.8	▲ 4.1	0.6	3.0	11.3	13.1	▲ 9.1	▲ 3.4	▲ 20.5	▲ 13.7	▲ 11.0	▲ 8.2	0.06p	0.19p	▲ 2.3p	▲ 1.2p
	318	317	80	200	1,192	1,188	414	675	844	757	2,239	2,096	90	86	31	44	81	78	2.65	1.88	28.3	9.6
大 洲	▲ 14.1	▲ 15.0	▲ 23.3	▲ 3.3	▲ 7.6	▲ 7.7	▲ 15.8	▲ 7.0	▲ 6.2	4.3	▲ 13.1	▲ 6.2	▲ 16.0	▲ 7.5	▲ 34.8	▲ 19.1	▲ 7.2	1.7	0.17p	▲ 0.10p	▲ 0.8p	▲ 0.2p
	201	199	33	119	710	704	218	386	410	385	1,114	1,069	68	62	15	38	64	61	2.04	1.57	33.8	15.6

(注) ・公共職業安定所別上段は前年同月比、下段は原数値である。 ・新規卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和5年1月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	原数値 対前年 同月比
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成27年度	－	▲ 5.9	－	8.1	－	1.27	－	▲ 5.5	－	6.9	－	1.90	▲ 4.7
平成28年度	－	▲ 5.4	－	5.3	－	1.42	－	▲ 6.6	－	3.5	－	2.10	▲ 6.3
平成29年度	－	▲ 4.1	－	4.8	－	1.55	－	▲ 5.7	－	3.3	－	2.30	▲ 5.8
平成30年度	－	▲ 2.0	－	3.2	－	1.63	－	▲ 2.7	－	3.0	－	2.44	▲ 4.6
令和元年度	－	▲ 1.2	－	▲ 2.8	－	1.60	－	▲ 4.7	－	▲ 4.4	－	2.45	▲ 9.1
令和2年度	－	6.8	－	▲ 16.2	－	1.26	－	▲ 6.3	－	▲ 14.7	－	2.23	▲ 15.0
令和3年度	－	1.7	－	6.0	－	1.31	－	4.4	－	6.2	－	2.27	2.7
令和2年度													
令和2年4月	▲ 1.3	▲ 2.4	▲ 6.8	▲ 18.1	1.39	1.30	▲ 1.7	▲ 11.2	▲ 10.7	▲ 27.1	2.05	1.48	▲ 22.7
5月	▲ 0.3	▲ 4.7	▲ 3.2	▲ 21.8	1.35	1.23	▲ 1.1	▲ 19.8	14.6	▲ 19.8	2.38	2.30	▲ 37.6
6月	2.7	0.2	0.5	▲ 19.9	1.32	1.22	6.3	2.6	▲ 2.0	▲ 10.9	2.20	2.07	▲ 14.6
7月	3.6	1.4	0.9	▲ 19.1	1.28	1.23	▲ 2.3	▲ 10.1	▲ 3.9	▲ 21.4	2.16	2.17	▲ 20.3
8月	3.5	5.8	▲ 0.5	▲ 18.8	1.23	1.21	▲ 0.4	▲ 7.9	3.9	▲ 18.0	2.25	2.41	▲ 17.8
9月	1.6	10.1	2.1	▲ 17.0	1.24	1.22	▲ 0.3	▲ 3.8	1.4	▲ 11.1	2.29	2.31	▲ 19.7
10月	2.9	14.8	0.7	▲ 15.7	1.21	1.22	1.4	▲ 0.3	▲ 3.3	▲ 17.6	2.18	2.31	▲ 14.4
11月	1.9	16.4	▲ 0.9	▲ 15.3	1.18	1.26	▲ 2.5	▲ 8.2	1.4	▲ 14.5	2.27	2.73	▲ 8.1
12月	▲ 2.0	15.0	▲ 1.1	▲ 15.4	1.19	1.30	▲ 2.2	▲ 7.7	▲ 0.5	▲ 11.8	2.31	2.85	▲ 7.1
令和3年1月	▲ 2.4	10.9	▲ 0.8	▲ 14.3	1.21	1.30	0.5	▲ 8.7	▲ 3.0	▲ 14.9	2.23	2.25	▲ 7.1
2月	▲ 1.2	8.8	1.9	▲ 11.0	1.25	1.33	1.9	▲ 2.3	3.4	▲ 7.7	2.26	2.38	▲ 12.0
3月	▲ 0.9	9.4	▲ 0.1	▲ 7.1	1.26	1.30	▲ 1.1	5.7	0.2	4.1	2.29	2.05	5.1
令和3年度													
令和3年4月	▲ 0.1	9.4	0.5	▲ 0.7	1.26	1.18	3.8	4.5	▲ 1.6	8.0	2.17	1.53	5.8
5月	▲ 0.6	8.8	▲ 0.2	3.4	1.27	1.16	▲ 3.5	2.1	1.3	▲ 2.6	2.28	2.20	28.1
6月	▲ 1.4	4.5	1.0	3.1	1.30	1.21	0.0	▲ 5.6	5.6	5.6	2.41	2.32	2.0
7月	1.9	2.7	1.4	3.5	1.29	1.24	9.3	4.1	▲ 2.4	3.6	2.15	2.16	▲ 2.4
8月	1.9	2.2	1.3	6.3	1.28	1.26	1.7	12.0	▲ 1.1	2.7	2.09	2.21	1.5
9月	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.5	2.7	1.29	1.26	▲ 8.4	▲ 0.3	1.7	1.3	2.32	2.35	11.7
10月	0.0	▲ 4.0	1.1	2.8	1.30	1.31	3.5	▲ 1.1	3.7	5.4	2.33	2.46	▲ 1.6
11月	0.2	▲ 4.0	2.1	6.9	1.32	1.40	0.2	11.7	1.7	12.2	2.36	2.74	▲ 0.2
12月	0.0	▲ 3.1	2.1	10.1	1.35	1.48	▲ 0.2	6.3	▲ 0.8	9.0	2.35	2.92	2.7
令和4年1月	1.0	0.4	1.7	12.8	1.36	1.46	6.0	12.9	0.3	12.3	2.22	2.23	4.5
2月	0.1	1.8	▲ 0.1	10.3	1.36	1.44	▲ 4.6	5.3	▲ 2.0	7.3	2.28	2.43	4.2
3月	0.8	2.9	1.4	10.7	1.37	1.39	2.8	3.6	4.5	8.8	2.32	2.15	▲ 11.3
令和4年度													
令和4年4月	▲ 0.4	2.4	1.5	13.1	1.39	1.31	▲ 3.9	▲ 1.2	1.5	12.8	2.45	1.75	▲ 1.0
5月	0.0	4.1	1.5	16.2	1.41	1.30	1.3	11.8	1.1	16.2	2.45	2.28	5.9
6月	▲ 0.3	4.5	0.8	15.7	1.43	1.34	▲ 1.7	3.6	1.8	11.6	2.54	2.50	7.3
7月	▲ 0.5	1.9	0.5	13.8	1.44	1.38	▲ 2.1	▲ 9.3	▲ 0.4	10.3	2.58	2.62	▲ 0.1
8月	▲ 0.6	0.3	▲ 0.1	13.7	1.45	1.42	▲ 2.0	▲ 3.6	▲ 0.3	16.1	2.63	2.66	4.2
9月	▲ 0.8	▲ 0.6	0.1	12.9	1.46	1.43	0.4	▲ 1.9	▲ 0.6	11.0	2.60	2.66	▲ 4.9
10月	0.0	▲ 1.0	0.9	12.7	1.48	1.49	0.8	▲ 5.2	0.6	7.5	2.59	2.79	▲ 4.6
11月	0.1	▲ 0.7	▲ 0.4	9.4	1.47	1.55	▲ 0.3	▲ 3.8	0.5	6.1	2.61	3.03	▲ 6.1
12月	0.2	▲ 0.5	0.6	8.5	1.48	1.61	▲ 3.4	▲ 7.2	1.4	9.3	2.75	3.45	▲ 9.9
令和5年1月	0.1	▲ 1.3	▲ 0.2	6.9	1.47	1.59	5.1	▲ 7.7	▲ 3.4	4.4	2.53	2.53	▲ 6.6
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
2 令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

令和4年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和5年1月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (一般)		充足件数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	1月実績	年間目標	1月実績	年間目標	11月実績	年間目標
	令和4年度実績累計	進捗率	令和4年度実績累計	進捗率	令和4年度実績累計	進捗率
松 山	480	7,347	501	7,963	271	2,451
	5,717	77.8%	6,131	77.0%	1,822	74.3%
今 治	136	2,358	136	2,137	63	616
	1,833	77.7%	1,657	77.5%	454	73.7%
八幡浜	73	1,092	61	952	21	250
	828	75.8%	737	77.4%	170	68.0%
宇和島	90	1,448	81	1,278	29	365
	1,220	84.3%	1,100	86.1%	249	68.2%
新居浜	119	1,642	115	1,593	40	461
	1,378	83.9%	1,316	82.6%	323	70.1%
西 条	118	1,481	96	1,212	32	443
	1,138	76.8%	958	79.0%	315	71.1%
四国中央	98	1,506	104	1,522	25	391
	1,088	72.2%	1,130	74.2%	259	66.2%
大 洲	68	1,052	64	887	16	215
	851	80.9%	771	86.9%	167	77.7%
合 計	1,182	17,926	1,158	17,544	497	5,192
	14,053	78.4%	13,800	78.7%	3,759	72.4%

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

また、令和3年度の実績値を踏まえて改めて年間目標を設定するため年間目標参考値としています。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.57	1.53	1.47	1.39	1.35	1.32	1.28	1.23	1.24	1.21	1.18	1.19	1.33	1.26
3年	1.21	1.25	1.26	1.26	1.27	1.30	1.29	1.28	1.29	1.30	1.32	1.35	1.28	1.31
4年	1.36	1.36	1.37	1.39	1.41	1.43	1.44	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.42	
5年	1.47													

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
 なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

用 語	解 説
季節調整値	求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値÷季節指数×100)
新規求人数	期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
月間有効求人数	前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職申込件数	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。
月間有効求職者数	前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
新規求人倍率	新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。
有効求人倍率	有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。